

令和 8 年度

南信州広域連合の現況

南 信 州 広 域 連 合

目 次

1	南信州圏域の位置、南信州広域連合構成市町村	1
2	名称	2
3	構成市町村	2
4	議会	2
5	執行機関等	2
6	組織機構と正規職員数	3
7	南信州広域連合計画 第5次広域計画（令和7～令和11年度）	4
8	地域課題に対応する新たな取組と重点事業	
	(1) 地域を担う人材確保の取組	5
	(2) リニア時代を見据えた地域づくり	5
	(3) 計画的な施設等の維持と財源確保	7
9	基幹事務事業	
	① 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに事業の実施に必要な連絡調整に関する事務	10
	② 市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務	10
	③ まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務（産業振興と人材育成の拠点事業）	11
	④ 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務（文化芸術活動支援センター事業）	12
	⑤ 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務	14
	⑥ 広域行政の推進に関する事務	15
	⑦ 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	19
	⑧ 市町村審査会（障害支援区分に係る審査）の設置及び運営に関する事務	20
	⑨ 養護老人ホーム入所判定委員会及び特別養護老人ホーム入所調整検討委員会の設置並びに運営に関する事務	21
	⑩ 地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務	27
	⑪ 広域的な障がい者支援に関する事務	28
	⑫ 広域防災計画（広域的な防災の取組）の実施に必要な連絡調整に関する事務	29
	⑬ 消防に関する事務（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く）	30
	⑭ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた事務	33

⑮	ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び事業の実施に関する事務	43
⑯	ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	43
⑰	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	46
10	各会計の予算・決算の状況	48
11	広域行政の歩み	49
12	その他	50

1 南信州圏域の位置、南信州広域連合構成市町村

南信州圏域の位置



南信州広域連合構成市町村



2 名 称

南信州広域連合（平成 11 年 4 月 1 日設立）

3 構成市町村

1 市 3 町 10 村

飯田市

松川町、高森町、阿南町

阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

面積：1,928.91 km²

人口：141,036 人

世帯：59,684 世帯

（令和 8 年 4 月 1 日現在「毎月人口異動調査」より）

4 議 会 （令和 8 年 4 月 1 日現在）

議 長 竹村 圭史（飯田市）

副議長 後藤 和彦（売木村）

議員数 33 名

- ・飯田市…12 名
- ・松川町、高森町…各 3 名
- ・阿南町、阿智村、喬木村、豊丘村…各 2 名
- ・平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、大鹿村…各 1 名

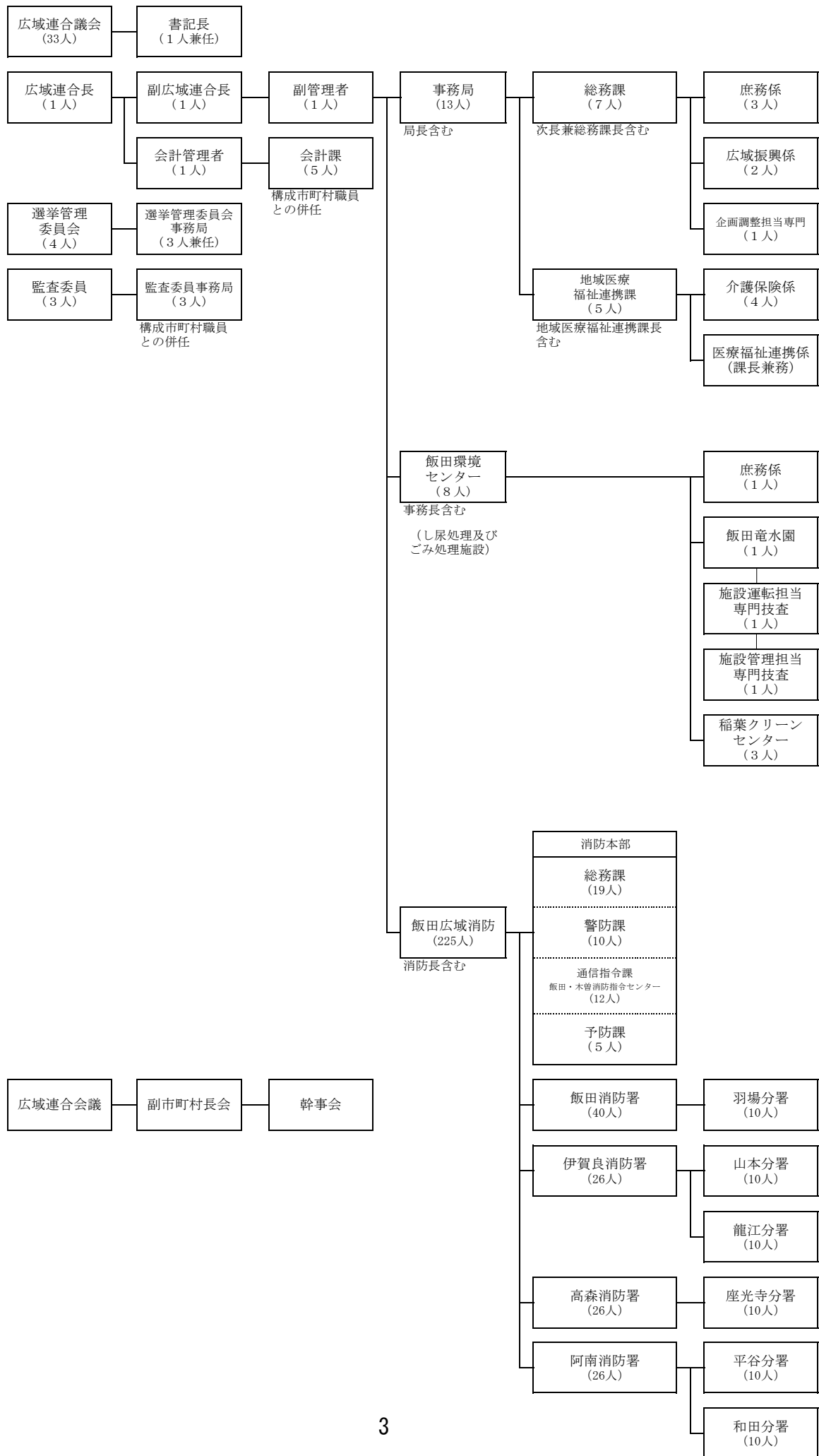
5 執行機関等 （令和 8 年 4 月 1 日現在）

- (1) 広域連合長 佐藤 健 （飯田市長）
副広域連合長 下平 喜隆（豊丘村長）
副管理者 高田 修 （飯田市副市長）
関係町村長 正副広域連合長を除く町村長 12 名

- (2) 監査委員 （令和 8 年 6 月 1 日現在）
戸崎 博 （識見者・飯田市）
大平 宏司（識見者・喬木村）
河本 明代（議会選出・大鹿村）

- (3) 選挙管理委員（令和 8 年 4 月 1 日現在）
林 昇 （飯田市）
林 喜弘（高森町）
川上 金司（平谷村）
小林 公人（天龍村）
村澤 博治（補充員・飯田市）
木下 仁 （補充員・喬木村）
石原 保幸（補充員・根羽村）
松村 久登（補充員・売木村）

6 組織機構と正規職員数 (令和8年4月1日現在)



7 南信州広域連合広域計画

第5次広域計画（令和7～令和11年度）

広域連合は、令和6年度に第4次広域計画を振り返り、それに続くものとしてリニア時代に
向けたまちづくりの重要な期間と捉え、人口減少が進む地域の課題について、広域連合が担う
役割を整理し、環境と開発とのバランスのとれたまちづくりに向け、活動の基本となる第5次
広域計画が策定され、本計画に沿って取り組みを進めています。

課題	I 人口減少社会への対応 II リニア中央新幹線・三遠南信自動車道への対応 III 社会基盤の維持	
課題解決の 3つの手法	ア 行政サービスの連携 イ 地域課題への対応 ウ 広域連携推進プロジェクトの設置	
重点とする 取組	地域を担う 人材確保の 取組	1 社会システムを支える人材確保 2 医療・介護人材確保 3 高等教育機関との連携による人材育成事業
	リニア時代を 見据えた 地域づくり	1 移住定住と関係人口の推進 2 広域観光の推進 3 地域公共交通事業 4 大学との連携による実証タウン構想
	計画的な 施設等の継続と 財源確保	1 点検・診断等の実施 2 維持管理・更新の実施 3 長寿命化の実施 4 統合や廃止の推進
基幹 事務 事業	1 広域的な幹線道路網お構想及び計画の策定並びに事業の実施に必要な連絡調整に関する事務 2 市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務 3 まち・ひと・しごと創生法第 10 条第 1 項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして 広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務(産業振興と人材育成の拠点事業) 4 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務 5 広域的な課題の調査研究及び事業化に関する事務 6 広域行政の推進に係る事務 7 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 8 市町村審査会(障害支援区分に係る審査)の設置及び運営に関する事務 9 養護老人ホーム入所判定委員会及び特別養護老人ホーム入所調整検討委員会の設置並びに運 営に関する事務 10 地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務 11 広域的な障がい者支援に関する事務 12 広域防災計画(広域的な防災の取組)の実施に必要な連絡調整に関する事務 13 消防に関すること(消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く) 14 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により広域連合が処理することとされた事務 15 ごみ処理施設の整備及び一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定に基づく事業の実施に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること 16 ごみ処理施設の管理及び運営に関すること 17 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	

8 地域課題に対応する新たな取組と重点事業

(1) 地域を担う人材確保の取組

ア 保健師確保に関する飯田短期大学との連携事業

(ア) 概要

南信州圏域の市町村は、小規模な自治体が多く、保健師をはじめとする専門職職員の確保が難しい状況にあるが、地域内には看護師資格を取得済み（又は取得見込み）で、更に保健師資格を取得して自治体の保健師として勤務することを希望する人材が潜在的に存在していると考えられる。飯田短期大学は、看護師有資格者が保健師資格等の取得を目指す1年間の専攻科として、「地域看護学専攻」を有していることから、構成市町村に勤務する保健師を安定的に確保することを目的に、圏域内唯一の保健師養成課程を有する飯田短期大学との連携事業を実施することとなった。

(イ) 当面の課題

令和8年度からの新規事業として実施するものであり、制度設計と応募者の確保が課題となる。

イ 高等教育機関への地域推薦の取組

(ア) 概要

4年制大学がないことが指摘される当圏域だが、南信州広域連合では進学のために一端は外へ出ても、地元に戻って活躍する人材の確保に努めている。

信州木曽看護専門学校に関しては、平成26年の開校時から同校の依頼に基づき、地域特定推薦入試に取り組んでいる。また4年制大学との協定に基づき「地域推薦入試」にも取り組み始めた。これは南信州圏域にある8つの高校を「グループ指定校」とし、大学の指定校推薦制度を準用したもの。

(イ) 当面の課題

地域全体の人材確保の面では、小さな取組と言えるが、地道な取組を今後更に広げていき、地域の人材確保の一助としたい。

ウ 社会システムを支える人材確保に向けたその他の取組

(ア) 概要

南信州広域連合と関係する協議会等では、上記のほか第二種運転免許の取得支援、「介護のしごと相談会」の開催、看護師等確保対策修学資金貸与事業、地域医療アドバイザーの設置等、社会システムを支える人材を確保する事業に取り組んでいる。

(2) リニア時代を見据えた地域づくり

ア 南信州移住促進プロジェクト事業

(ア) 概要

各市町村が独自で取り組む移住促進施策に加え、広域的な連携によりU I ターン希望者に

多様な選択肢を提供する機会を創出することで圏域への移住促進を図る。令和4年度よりつながり人口（関係人口）の創出というテーマを視点に加えて、移住定住とつながり人口の両方から事業を進めてきた。令和7年度は南信州地域振興局がつながり人口事業を担当し、広域連合では移住定住事業を担当した。南信州の知名度・認知度向上のため、ふるさと回帰フェアや広域連合主催の移住転職相談会の開催等を行った。

a 移住就農相談会（6月22日、8月2日、2月18日、JAみなみ信州主催）

この地域での移住就農事業を実施するJAみなみ信州の南信州・担い手就農プロデュースが実施する就農相談会を広域連合が共催若しくは共同主催して、地方で農業をしたい移住検討者向けの相談会を開催した。

b ふるさと回帰フェアへの出展（9月21日）

全国最大規模の移住イベントであるふるさと回帰フェアに広域連合として出展し、構成市町村と共に移住相談を受けた。（参加：5市町村、2団体、3ブース出展、相談件数：38組61名）

c 南信州暮らし移住転職相談会 in 東京の開催（2月8日）

飯田職業安定協会や、飯田短期大学なども参加し、南信州地域への転職、就学などを検討する移住検討者も対象に追加し、東京交通会館にて、南信州暮らし移住転職相談会 in 東京を開催した。（参加：7市町村、4協力団体、相談件数：13組16名）

(イ) 当面の課題

地域を担う人材確保の取組は最重要課題の一つであり、各市町村の取組みを尊重しながら、一体的な取組により移住・つながり促進効果を高めていくことが必要である。首都圏等での相談会などによる移住候補地としてのPRし、14市町村及び関係機関の連携や移住者同士のつながりのネットワークを拡げて施策の効果を高めていく。

イ 広域観光リニアプロジェクト推進事業

(ア) 概要

南信州地域の資源を活用した観光を推進し、旅の目的地として選ばれる地域を目指すために、都市圏に向けた情報発信と様々なキャンペーンやイベントを広域観光振興事業として実施してきたが、平成30年12月に(株)南信州観光公社が「地域連携DMO」に登録されたことを機に、令和元年度から事業を観光公社に移管した。広域連合は、観光公社が南信州全体の広域観光の中心的役割を果たすための支援を行う。

(イ) 当面の課題

地域DMOである観光公社が広域的な観光振興の核となり、リニア開通を見据え、インバウンドも含めた誘客や情報発信、地域のおもてなし体制づくりが進むことが必要である。観光公社独自の事業を拡大し安定した継続経営がされるよう、財政基盤の強化や人材の確保等への支援を進めていく。

ウ 地域公共交通事業

(ア) 概要

南信州地域公共交通計画に基づく圏域内の公共交通の確保・維持について検討し、住民及び来訪者に対して「もっとやさしく・もっと便利に・地域のおでかけを支えるしくみ」の構築を目指す。

- a 「南信州地域公共交通計画」を令和3年6月に策定し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正（令和2年11月施行）を反映させ、一部事務を南信州地域交通問題協議会にて実施する体制に移行し、事務の見直しを進めている。また、計画期間の期末が令和8年6月となっていることから、令和7年度には計画策定部部会を立ち上げ、第二次改定に向けた検討を進めた。
- b 南信州公共交通システムに基づき、利用促進・利用転換、既存公共交通の改善事業、利便性向上につながる事業を実施した。
- c 地域住民や来訪者に対し、より公共交通を利用してもらえるよう、バスの路線・時刻表データとグーグルマップ等の連携を行う取組を進め、南信州の定時定路線については全ての整備を終了し、継続的な運用に向けた役割分担を進めている。
- d 国から交通空白解消パイロットプロジェクトの指定を受け、圏域内の交通に携わる「ヒト・モノ」の動き、公共交通の利用実態、通院流動等の調査を行い、第三者視点から見ての今後の南信州における路線の在り方や運営体制等を調査した。

(イ) 当面の課題

- ・新計画に基づく実行性（実効性）のある事業の実施及び進行管理を行う。
- ・公共交通情報のオープンデータ化を進めること及び公共交通の情報の周知を継続的に実施していく必要がある。
- ・公共交通を取り巻く環境や技術などの変化が激しい中で、当地域の地形や実情に合った公共交通の姿について先進地域の事例などを参考に研究・検討を推進していく必要がある。
- ・運転手不足と言われる中、現行路線の在り方も含め、住民・行政・事業者間での検討が必要となってきた。

(3) 計画的な施設等の維持と財源確保（公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画）

(ア) 概要

広域連合が管理する施設等の全体を把握し、長期的視点に立って更新、長寿命化等を計画的に行う。また効率的・効果的に事務を実施するため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき長期的な施設管理と財政負担を見通し、構成市町村の負担の平準化と軽減を図る。

(イ) 当面の課題

広域連合が保有する公共施設などは、年月の経過に伴い老朽化が進行しており、人口減少や人口構成の変化に伴い財政支出の構造が大きく変化している中で、適切な改修、更新など

を行い、財政負担の平準化を図りながら、公共施設などを最適な状態で持続可能なものとしていくことが大きな課題となっています。このような状況のもと、真に必要なサービスを提供するため、公共施設などの全体を把握し、長期的な視点をもって本連合が保有する公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進する。

対象施設の一覧と主要な建築物の概要

施設区分	コード	施設名	附帯施設	延床面積 (㎡)	建築年 西暦	経過 年数	法定耐 用年数	構造
行政系施設	1-1	はにかむベースA棟		2,537	1984	41	50	RC
	1-2	はにかむベースB棟	本館	286	1987	39	50	RC
			陶芸別棟	46.37	2025	1	31	RC
			本館	404	1999	26	38	S
	1-3	はにかむベースC棟	木工別棟	44.5	2025	1	24	軽量S
消防施設	2-1	飯田消防署	消防署	2,696	1986	39	50	RC
			消防車庫	150	1986	39	38	S
			空気充填室	24	1986	39	34	CB
			倉庫	63	1989	36	31	RC
			訓練棟A	178	1986	39	38	RC
			訓練棟B	24	1986	39	31	S
	2-2	羽場分署	消防署	383	1997	28	38	S
			ホース乾燥塔	1	1997	28	31	S
	2-3	伊賀良消防署	消防署	640	1996	29	38	S
			女性用仮眠室	40	2021	5	38	S
			訓練棟A	33	1996	29	31	S
			訓練棟B	24	1996	29	31	S
	2-4	山本分署	消防署	350	1996	29	38	S
			ホース乾燥塔	1	1996	29	31	S
	2-5	龍江分署	消防署	455	2005	21	24	W (一部S)
			車庫	17	2005	21	17	W (一部S)
			ホース乾燥塔	1	2005	21	38	S
			太陽光発電システム	1	2005	21	17	S
			消防署	482	1981	44	38	S
	2-6	高森消防署	消防署(増築)	43	1997	28	38	S
			訓練棟A	20	1981	44	31	S
			訓練棟B	5	1989	36	31	S
			倉庫	10	1981	44	31	S
			物干し場	19	1981	44	31	S
			小車庫	32	2001	24	31	S
			消防署	268	1990	36	38	S
	2-7	座光寺分署	ホース乾燥塔	1	1990	36	31	S
			救急処置室	31	1993	32	38	S
			消防署	417	1986	39	38	S
	2-8	阿南消防署	消防署(増築)	20	2008	18	38	S
			訓練棟A	20	1986	39	31	S
			訓練棟B	5	1986	39	31	S
			車庫	62	1996	30	31	S
			車庫(増築)	104	2001	24	31	S
			消防署	264	1986	40	24	W
	2-9	平谷分署	ホース乾燥塔	1	1986	40	31	S
			車庫	31	1995	30	31	S
			消防署	264	1986	40	38	S
	2-10	和田分署	ホース乾燥塔	1	1986	40	31	S
			車庫	28	1995	31	31	S

供給処理施設	3-1 飯田竜水園	管理棟	751	1993	32	50	RC
		処理棟	5,285	1993	32	38	RC
		倉庫	108	1993	32	38	RC
	3-2 稲葉クリーンセンター	管理棟	1,135	2017	8	38	S
		渡り廊下	45	2017	8	38	S
		工場棟	4,873	2017	8	38	SRC (一部RC・S)
		計量棟	137	2017	8	31	S
		東屋 (休憩施設)	28	2017	8	17	W
		トイレ	12	2017	8	15	W
	3-3 桐林クリーンセンター	一般事務所(旧焼却場)	10,283	2002	23	50	RC、S、SRC
	3-4 桐林リサイクルセンター	リサイクル センター	308	2011	15	38	S
産業振興施設	4-1 産業振興と人材育成の拠点 (エス・バード)	C棟(混合電気科棟)	2,911	1989	36	47	RC
		エレベーター	101	2017	9	38	S
		トイレ	20	2017	9	31	S
		渡り廊下	148	1989	36	50	RC
		B棟(機械科棟)	3,543	1989	36	47	RC
		A棟(体育館)	3,078	1988	37	47	SRC
		E棟(家庭科電子機械科棟)	782	1994	32	47	RC
		材料庫	76	1989	36	34	CB
		G棟(振動試験棟)	76	2021	5	31	S

9 基幹事務事業

①広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに事業の実施に必要な連絡調整に関する事務

国道等整備改良促進事業

ア 中部国道協会・長野県南部国道連絡会

(ア) 概要

愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県（南信州・上伊那・木曽）の産業経済及び住民生活の支えである国道の整備改良促進のため、国への要望活動を実施している。

a 7月11日 長野県南部国道連絡会総会、国道整備状況説明会

b 10月2日 長野県南部国道連絡会提言活動（国土交通省、財務省、国会議員）

c 11月7日 中部国道協会促進大会、秋季提言活動（国土交通省、国会議員）

(イ) 当面の課題

下伊那土木振興会等関係団体と連携して、当地域内の国道整備について提言活動・要望活動を実施していく必要がある。

イ 一般国道 153 号改良期成同盟会、三遠南信道路建設促進南信地域期成同盟会、天竜川上流治水促進期成同盟会、三峰川開発事業促進期成同盟会

(ア) 概要

広域連合事務局長が各種期成同盟会の幹事となっており、総会、幹事会等へ出席している。各期成同盟会等の活動に参画し、国等への要望活動を実施し、事業促進を図った。

(イ) 当面の課題

各同盟会に構成員として参画し、総会や提言活動に出席していく。

②市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務

構成市町村職員の採用共同試験の実施

ア 概要

構成市町村と当広域連合の職員との相互派遣による研修については、広域連合職員のほとんどが構成市町村からの派遣で成り立っている状況（広域消防を除く）であり、小規模な自治体が多いことから、相互にこれを行うことは難しい状況で、実施できていない。しかし、小規模自治体を中心に専門職職員の確保が難しくなっている状況であることから、令和5年（2023年）度から行政保健師の採用共同試験を実施している。

これは、南信州圏域の市町村における専門職員の採用試験を共同で実施することにより、応募者の増加と人材確保を実現すること。また就業機会のオープン化と広報により地域への就業を促進することを目的としている。

広域連合で募集及び一次試験を共同で行うことにより、一定数の受験者の確保はできており、引き続き採用共同試験の取組を続けていく。

令和7年度の実施状況は以下のとおり。

受験者の状況

第 1 次試験 受験者	第 1 次試験 合格者	第 2 次試験 受験者	第 2 次試験（飯 田市は第 3 次試 験）合格者	採用内定者数 （内定辞退者除く）
6 人	5 人	5 人	5 人	2 人

※実人数をカウント

（内訳）

参加自治体名	採用予定人数	採用内定者数
飯田市	2 人程度	2 人
阿智村	1 人	0 人
平谷村	1 人	0 人
売木村	1 人	0 人
天龍村	2 人	0 人
大鹿村	1 人	0 人
計	8 人	2 人

イ 当面の課題

広域連合で募集を行っているが、受験者数は減少傾向で小規模自治体への就職までつながりにくいといった状況であり、いかに広報していくかが課題となっている。

また、構成市町村から行政保健師以外の専門職員についても確保のための要望があるが、職員の処遇は自治体により様々で、確保するには状況に沿ったブロック単位の採用及びブロック単位内での人事異動、更には行政サービス提供の枠組みまで含めた連携を検討していく必要がある。

③まち・ひと・しごと創生法第 10 条第 1 項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務（産業振興と人材育成の拠点事業）

産業振興と人材育成の拠点整備事業

ア 概要

航空機関連産業をはじめとする地域産業の高度化及び高付加価値化の実現や、次世代を担う新たな価値の創出、自立した力強い地域経済の循環を創造していくため、産業振興に寄与する多様な主体が交流し連携を深める「共創の場」として、平成 31 年 1 月、産業振興と人材育成の拠点（通称：エス・バード）を開設した。

管理運営は指定管理者である（公財）南信州・飯田産業センターに委託し、貸館事業等の取組を行っている。

令和 7 年度は、引き続き専門的な知見を有する「部門長」による試験要員への定期的な教育訓練と知識構築を行い、試験体制の強化を図った。

NEDO の委託事業である「ReAmo プロジェクト」に参画し、次世代空モビリティ分野への新たな参入を目指して環境試験装置を活用した実証実験を実施した。また、ReAmo プロジェクトに参画している福島 RTF と連携し、互いの実験施設を見学して理解を深め情報共有と意見交

換を行うことで、プロジェクト実現に向けた協力体制を構築した。

信州大学と連携して取り組んでいる航空機システム関連産業を担う人材育成に関しては、令和 7 年度から「次世代空モビリティシステム共同研究講座」として開講し、ドローンや空飛ぶクルマといった新たな分野の研究も対象としている。

景観を総合的に計画、設計、プランニングできる人材の育成を目的とした「ランドスケープ・プランニング共同研究講座」は令和 8 年度も継続し、2つの共同研究講座を実施することで、質の高い人材の育成と、地域との共同研究が期待されている。

(ア) エス・バード利用状況

・利用団体数 949 件 47,270 人

(①貸館 36,760 人、②産業センター主催事業 3,771 人、③共創の場 6,739 人)

・インキュベート室 8 社入居

(イ) 飯田工業技術試験研究所

・環境試験機器整備 5 台

H28 着氷試験装置、H29 防爆性試験評価装置、H30 燃焼・耐火性試験装置、
R 1 高速温度変化試験装置、R 2 高周波振動試験装置

・利用状況

航空機環境試験	EMC	食品系試験	その他
69 件	82 件	47 件	492 件

(ウ) 信州大学航空機システム共同研究講座

・修了者 37 名(H30 年度 2 名、R 1 年度 6 名、R 2 年度 3 名、R 3 年度 4 名、R 4 年度 5 名、R 5 年度 10 名、R 6 年度 6 名、R 7 年度 1 名)

(エ) 信州大学ランドスケープ・プランニング共同研究講座

・修了者 3 名(R 6 年度 1 名、R 7 年度 2 名)

イ 当面の課題

施設を安定的に運営していくために、指定管理者は令和 9 年度当初を目標として施設利用料の規程の見直しを検討するとともに、飯田工業技術試験研究所の測定料金について、実態に合わせ適正化を進め、航空機環境試験機器等の利用を更に高め、収益の改善を図る必要がある。

信州大学の水循環、グリーン水素実証実験関連施設整備への協力、引き続き支援を行う。

今後も指定管理者である（公財）南信州・飯田産業センターの安定的な施設運営に注視していく。

④広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務（文化芸術活動支援センター事業）

文化芸術活動支援施設の設置と管理運営（文化芸術活動支援センター）

ア 概要

長野県の飯田創造館閉館の方針を受け、これに伴い活動の継続が難しくなる分野があることから、南信州広域連合として新たな活動の場を確保することとした。しかし文化芸術活動

の支援は、当広域連合が処理する共同事務には含まれていないため、広域連合規約の改正手続きを令和５年度に行った。また令和６年度に長野県からの支援を受け、旧地場産業センターと周辺施設の整備改修工事を行うと共に、施設全体の名称を「はにかむベース」とし、新たな文化芸術活動支援センターの管理・運營業務を行うため、広域連合事務局総務課の事務室を令和７年３月に「はにかむベース」内に移転した。

令和７年４月２８日に文化芸術支援センターの開設に先立ちオープニングセレモニーが開催され５月１日から運用が開始された。また、文化芸術活動支援センター利用者協議会を設置し、施設の運営等に関して協議を行っている。

(ア) 分野別登録者数（令和８年３月３１日現在）

分 野	登 録 数	分 野	登 録 数
音楽	17	ダンス	10
絵画	15	彫刻	1
華道	5	陶芸	6
工芸	2	版画	9
事業者	10	美術	1
次世代育成	6	盆栽	1
七宝焼	3	木彫	4
写真	3	木工	3
書道	4	その他	19
ステンドグラス	1	不明	4
スポーツ	1	計	125

(イ) 施設利用率（期間：令和７年５月１日～令和８年３月３１日）

施設	利用可能 日数 (A)	利用日数 (B)	利用率 (B/A)	利用可能 コマ数 (C)	利用コマ 数 (D)	稼働率 (D/C)	利用件数 (午前)	利用件数 (午後)	利用件数 (夜間)	利用件数 (E)
活動室Ｂ－１	283	161	56.9%	849	232	27.3%	94	120	18	194
活動室Ｂ－２	283	207	73.1%	849	341	40.2%	113	93	135	299
活動室Ｂ－３	283	59	20.8%	849	66	7.8%	20	41	5	63
活動室Ｂ－４	283	4	1.4%	849	5	0.6%	1	2	2	5
活動室Ｂ－３・４		62	21.9%		81	9.5%	41	37	3	73
活動室Ｃ－１	283	58	20.5%	849	79	9.3%	51	22	6	61
活動室Ｃ－２	283	51	18.0%	849	56	6.6%	32	22	2	53
活動室Ｃ－１・２		82	29.0%		116	13.7%	36	57	23	84
活動室Ｃ－３	283	92	32.5%	849	147	17.3%	67	76	4	94
活動室Ｃ－４	283	104	36.7%	849	201	23.7%	103	96	2	106
活動室Ｃ－５	283	104	36.7%	849	146	17.2%	78	66	2	106
活動室Ｃ－４・５		46	16.3%		54	6.4%	7	41	6	47
陶芸別棟	283	145	51.2%	849	432	50.9%	144	144	144	148
木工別棟	283	44	15.5%	849	66	7.8%	35	29	2	44
展示会バック	283	128	45.2%	849	377	44.4%	124	126	127	128
展示室		1	0.4%		1	0.1%	0	1	0	1
展示室（１／２使用）		0	0.0%		0	0.0%	0	0	0	0
展示室（１／２使用）		0	0.0%		0	0.0%	0	0	0	0
ロビー		1	0.4%		1	0.1%	0	1	0	1
スタッフルーム		10	3.5%		10	1.2%	2	4	4	10
合 計	3,372	1,335	39.6%	10,114	2,337	23.1%	874	904	411	1,491

イ 当面の課題

今後は管理運営経費を抑えつつ、多くの住民と団体に広く適切に活用いただくよう施設を管理していく。

⑤広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務

(1) 景観形成プロジェクト

ア 概要

南信州地域全体の効果的な景観保全・創造を推進するため景観形成プロジェクトにより、広域的な課題検討と対応に取り組む。

具体的な取組として、誘導看板、広告看板など屋外広告物の対策等の検討から始め、令和2年度から屋外広告物に係る修景指針の策定、共通デザインの看板設置の検討を進めてきた。

(ア) 景観形成プロジェクト会議を開催（9月4日）

(イ) 共通サインについての意向調査（長野県）

(ウ) 各自治体による「不要、危険、意味のない等の看板」調査（R2～6年度）

イ 当面の課題

第5次広域計画より、長野県の長野県景観育成計画の改定や飯田市のリニア駅周辺環境・景観配慮指針案たたき台等の動向を確認しながら、構成市町村間での調整等について必要な取組を行うこととした。

(2) アリーナ機能を中心とする複合施設整備検討事業（南信州リニア未来ビジョン推進事業）

ア 概要

リニア中央新幹線開業及び三遠南信自動車道の全線開通を見据え、新型コロナウイルス感染症及びデジタル社会の進展等による社会情勢の変化、価値観の多様化も踏まえながら、南信州地域の立地を活かした地域振興や面的整備（社会インフラ等の整備）の方向性を包括的に示すため、ブロック毎で協議を進め、当地域の望むべき将来像を現すビジョン「南信州リニア未来ビジョン」（令和4年2月）を策定した。

イ 当面の課題

令和7年3月31日に飯田市スポーツ協会及び下伊那体育協会から「南信州における大型アリーナの建設について」の要望書の提出があった。以前の検討経過から時間が経過していることから、いままでの議論の経過について振り返りを行い、どのような形で実現できるのを議論する検討組織体制を立ち上げる必要がある。

(3) ICT環境整備利活用研究プロジェクト事業

ア 概要

リニア中央新幹線開業を見据え、南信州地域のICTインフラ整備を進めるとともに、地域課題の解決に適したICTの利活用の検討を進める。

市町村が掲げるICTを活用したまちづくりの構想を基に、市町村、情報通信企業等と連携し、南信州全体の光回線の整備方法及びICTの利活用について今後の方向性を研究して

いく。

- (ア) ICT環境整備利活用研究会の開催（5月29日、9月25日、1月15日）
自治体DXの推進に関する市町村間の課題、情報の共有及び学習機会の創出
- (イ) 視察の実施（10月3日、原村）
- (ウ) やめることから始めるワークショップ（8月29日、飯田市共同事業）

イ 当面の課題

令和3年度末を以って光回線未整備地区への光回線整備は完了したが、自治体DXに関して、課題によっては市町村間の連携が求められるため対応を要する。

人材の育成や活用の検討を進めると共に当地域にあった先行事例やデジタル技術の研修を行いICTの利活用について研究していく必要がある。

⑥広域行政の推進に関する事務

(1) 民俗芸能保存継承プロジェクト事業

ア 概要

南信州地域の民俗芸能は、地域の自然環境や生活文化に根差した重要な地域資源であり、民俗学の観点からも高い評価を得ており、国の重要文化財に指定されたものも多く、「伝統文化の宝庫」とも言われているが、地域の少子化や高齢化により継承が喫緊の課題となっている。

民俗芸能は単なる芸能である以上に、コミュニティの健全な存続に寄与してきた側面を持つため、それを保存継承することは持続可能な地域づくりにとって重要な役割を担っている。こうした考えの下設立された「南信州民俗芸能継承推進協議会」の事務局として、民俗芸能の保存継承に資する事業に取り組む。

(ア) 南信州民俗芸能ファンクラブの設立・運営(令和8年3月31日現在)

- | | |
|---------------------|--------|
| ・メールマガジン登録 | 212人 |
| ・Facebook フォロワー | 1,290人 |
| ・Instagram フォロワー | 658人 |
| ・X(旧 Twitter) フォロワー | 838人 |

(イ) 各種啓発イベントの実施

- ・伊那民俗研究集会（9月15日、飯田美術博物館）

(ウ) 南信州民俗芸能パートナー企業との連携

- ・パートナー企業勉強会（9月4日、学校法人コア学園 飯田コアカレッジ）
- ・南信州民俗芸能フェスティバル in 大阪・関西万博
（7月13日(日)、EXP02025 大阪・関西万博 フェスティバルステーション）
- ・南信州民俗芸能カレンダー制作・配布

イ 当面の課題

当地域の民俗芸能が持つ価値と継承の重要性に対する理解者のネットワークを広げ、地域全体・多様な主体で民俗芸能の保存継承に取り組むと共に、保存団体の上演する機会を増や

し誇りを育むことで継承への機運を高めていくことが必要である。

(2) 環境マネジメント事業「南信州いいむす21」

ア 概要

自然豊かな南信州の環境を守り、自然・環境に配慮した南信州地域のイメージ向上を図るため、南信州独自の環境マネジメントシステムである「南信州いいむす21」を推進（広域連合は登録審査申込受付、判定および登録証交付を担当）。

国際規格 ISO14001 の認証取得には多額な費用や手間がかかることなど、必要性を認めながらも取り組みにくい事業所が多いことから、ISO14001 の基本的な取組みを簡易にした南信州独自の環境マネジメントシステムとして提供している。

登録事業所数（令和8年4月1日現在）

ISO14001 南信州宣言	4 事業所
★10	27 事業所
★9	5 事業所
★8	8 事業所
★7	3 事業所
★6	2 事業所
★5	1 事業所
計	50 事業所

イ 当面の課題

「地域ぐるみ環境ISO研究会」が取り組む「南信州いいむす21」の取得について引き続き支援を行っていく。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業

ア 概要

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制整備を目的とする。

平成 27 年度の介護保険制度改正を受け、平成 28 年 4 月に構成市町村、広域連合、飯伊地域の関係機関・団体等、多職種が参画する「南信州在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、専門部会を設けて課題の検討を行うとともに 8 つの事業項目に取り組んできた。

地域包括ケアシステムを構築する一手段として令和 3 年度に開始した「南信州地域合同ケアカンファレンス」では、多職種による地域課題や困難事例の検討を行っている。

また、介護職等の人材確保を目的に「介護のしごと相談会」を開催し、広報やホームページの職場紹介により介護職の魅力を広く周知する取組を行ったほか、「人生会議」を開催し、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の必要性を啓発した。

8 事業項目	取組・事業項目
地域の医療・介護の資源の把握	(1) 医療機関、介護事業所等の情報収集 (2) 医療・介護資源のリストまたはマップ作成と活用 在宅療養不可能世帯数の把握
在宅医療・介護連携課題抽出と対応策検討	人材確保・資源偏在対策検討(看護職、介護職) 地域ケア会議開催の促進
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	退院調整ルールづくり
医療・介護関係者の情報共有の支援	介護系を含む ICT システムの検討 飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]の運用方法・課題等の検討
在宅医療・介護連携に関する相談支援	(1) 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営 (2) 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応等 (3) 地域包括支援センターとの連携
医療・介護関係者の研修	多職種研修
地域住民への普及啓発	(1) 在宅医療や介護に関する講演会等の開催 (2) 啓発パンフレットの作製・配布等 (3) 「地域包括ケアシステム」の住民への普及啓発
在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	南信州在宅医療・介護連携推進協議会の活動による連携の推進

イ 当面の課題

介護人材不足は将来にわたる全国的な課題とされており、南信州圏域でも引き続き人材確保対策や資源偏在対策の検討に取り組む必要がある。

南信州地域合同ケアカンファレンスを充実し、地域包括ケアシステムの構築を更に推進する必要がある。

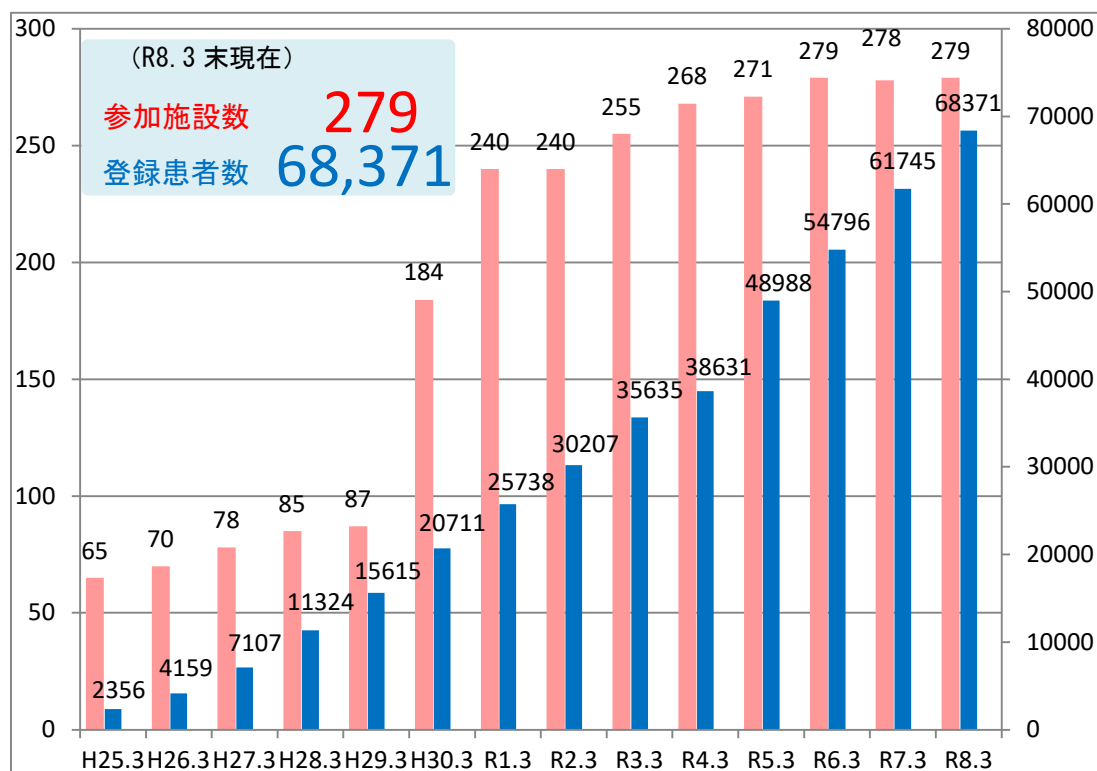
(4) 飯田下伊那診療情報連携システム運営事業

ア 概要

飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]は、医療情報を南信州の参加施設間で共有することで、質の高い医療の提供、投薬や検査の重複回避、救急医療対応などに寄与するとともに、医療介護連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築や住民福祉向上の一翼を担っている。平成 21 年度に飯伊医療圏域の中核病院である飯田市立病院を中心に導入され、平成 28 年 4 月にシステム更新に合わせて南信州広域連合が事業主体となった。当初は、医療機関同士の利用が大多数であったが、その後、訪問看護ステーション、保険薬局、介護関係事業所等の加入が進み、多職種に広く活用されている。令和 7 年度は 5 年ごとのシステム更新にあたり、サーバの更新に加え、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版」に沿ってデータ通信の強化を図った。

ism-Link とは、飯田の [i]、下伊那の [s]、medical (医療) の [m]、それぞれの異なる施設間の医療情報を結びつける意味の [Link] を使った造語で、地域医療情報連携ネットワークサービスの「ID-Link」に「ism-Link」という愛称をつけて活用している。

[ism-Link] 登録患者数・参加施設数の推移



[ism-Link] 参加施設数の内訳

施設区分	参加施設数(A)	圏域の施設数(B)	登録率(A/B)
病院	9	9	100%
診療所	67	95	71%
歯科診療所	26	72	36%
保険薬局	61	64	95%
訪問看護ステーション	15	15	100%
介護関係事業所 (行政含む)	101	228	44%
合計	279	483	55%

イ 当面の課題

参加施設や利用職員の増加により、改めて厳格な情報セキュリティ対策の周知徹底が必要である。また、登録率が低い施設区分に対する参加の啓発が必要である。

(5) 看護師等確保対策修学資金貸与事業

ア 概要

南信州圏域における看護職（看護師、助産師、保健師、准看護師）の人材不足対策として、平成 29 年度に「看護師等確保対策修学資金貸与事業」を開始した。毎年度 10 名程度の新規修学生を決定し、修学資金の貸与を行っている。

圏域内の医療機関等に 5 年間勤務することが返還免除要件であり、卒業者の多くが圏域内の医療機関等に就職し、看護職として活躍している。

修学資金貸与状況（令和 7 年度末）

年度	応募者	貸与者	貸付中	猶予者	免除者	返還対象者	飯田医師会負担金
平成 29 年度	13	10	0	4	4	2	1,200 千円
平成 30 年度	10	10	0	5	2	3	2,400 千円
令和元年度	19	12	0	9	0	3	3,600 千円
令和 2 年度	16	10	0	5	0	5	4,000 千円
令和 3 年度	16	10	0	9	0	1	4,000 千円
令和 4 年度	13	10	6	3	0	1	4,000 千円
令和 5 年度	16	11	8	2	0	1	4,000 千円
令和 6 年度	13	10	9	1	0	0	4,000 千円
令和 7 年度	17	12	12	0	0	0	4,000 千円

イ 当面の課題

月額 5 万円の貸与額等について、圏域内の法人が独自に設けている同様の修学資金制度との均衡を注視する必要がある。

⑦介護認定審査会の設置及び運営に関する事務

ア 概要

介護認定審査会は介護サービスの利用に係る要介護度を判定する機関であり、南信州圏域では広域連合が設置して審査判定を行うこととしている。

審査会を圏域で共同設置するのは、市町村の枠にとらわれず、広いエリアから認定審査会委員を選出することにより公正・公平な審査が行えること、各市町村が独自に審査会を設置することに比べて経費の節減が図られること等を理由としている。

構成市町村と広域連合の審査会事務局を I B N 専用回線で結び、常時接続により市町村からの審査依頼の受付や市町村への審査判定結果の報告を迅速に行っている。

(7) 介護認定審査会（※数値等は令和7年度の状況）

審査会委員数	58人（医療分野：30人、保健分野：14人、福祉分野：14人）
合議体の数	13合議体（通常合議体9、特別合議体4）
1合議体の委員数	4～5人
合議体の分野別委員構成	・通常合議体（9合議体） 医療分野2人、保健分野1人、福祉分野1人 ・特別合議体（4合議体） 医療分野（精神科医師又は神経内科医師含む）3人、保健分野1人、福祉分野1人
審査会会場	はにかむべーす（広域連合事務局）、高森町役場
審査会開催日程	毎月第1から第4の月曜日から金曜日

(イ) 審査判定状況（令和7年4月から令和8年3月までの実績）

審査会開催数	206回
審査件数（二次判定件数）	6,691件（うち再審査件数：1件）
リモート審査会実施回数	114回

(ウ) 審査結果（令和7年4月から令和8年3月までの実績）

区分	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
件数 (人)	6	449	554	1,474	1,219	1,015	1,077	896	6,690
構成比率 (%)	0.1%	6.7%	8.3%	22.0%	18.2%	15.2%	16.1%	13.4%	100%

イ 当面の課題

医療機関、介護事業所、自治体等の各分野で保健、医療、介護の情報を共有することを目指す労働省が整備する、介護情報基盤の構築を進める必要がある。

また、「ペーパーレス審査会」を継続的に実施することで、審査会事務の負担軽減及び審査の効率化を図るとともに、認定調査事務の負担軽減に向けた研究を進める必要がある。

併せて、持続可能な審査会運営を目指すため、審査件数や委員負担の現状を踏まえて、合議体数や委員構成について推薦団体と、次期委員改選に向けた検討を進める必要がある。

⑧市町村審査会（障害支援区分に係る審査）の設置及び運営に関する事務

ア 概要

市町村審査会では、障がい支援区分の判定及び審査事務を共同処理することにより、公平、公正な審査、専門の医師等の確保、経費の削減等が図られている。

(7) 市町村審査会（※数値等は令和7年度の状況）

審査会委員数	20人（医療分野：8人、保健・福祉分野：12人）
合議体の数	4合議体
1合議体の委員数	5人
合議体の分野別委員構成	医療分野2人、保健福祉分野3人
審査会会場	はにかむペーす（広域連合事務局）
審査会開催日程	毎月2回、年間で24回を予定

(i) 審査判定状況（令和7年4月から令和8年3月までの実績）

審査会開催数	24回
審査件数（二次判定件数）	346件、支給要否決定2件
リモート審査会実施回数	11回

(u) 審査結果（令和7年4月から令和8年3月までの実績）

区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
件数（人）	0	2	57	55	73	67	92	346
構成比率（%）	0.0%	0.5%	16.5%	15.9%	21.1%	19.4%	26.6%	100%

イ 当面の課題

適正な審査会運営に必要な精神科医師確保に努めるとともに、審査会事務の負担軽減及び審査の効率化に向け、昨今のDX推進の観点から「ペーパーレス審査会」の試行を進める必要がある。

⑨養護老人ホーム入所判定委員会及び特別養護老人ホーム入所調整検討委員会の設置並びに運営に関する事務

(1) 養護老人ホーム入所判定委員会の設置、運営及び入所判定

ア 概要

老人ホームへの入所措置等の指針に基づき広域連合が設置する「養護老人ホーム入所判定委員会」では、市町村が行う養護老人ホームに係る入所措置の適否の判定を行っている。

特別養護老人ホームが介護保険適用の施設になったことから、養護老人ホームは主に措置入所に対応している。

イ 養護老人ホーム入所判定委員会

県市町村老人福祉担当	4人
医師（精神科医）	1人
地域包括支援センター長	2人
老人福祉施設（養護、特養）の長	2人
開催日程	随時開催（通常は隔月開催） （5月、7月、9月、11月、1月、3月）

ウ 当面の課題

サービスの多様化により生活の場の選択肢が拡充したことから、入所対象者が顕在しにくくなっていることに併せ、空床により施設の経営も悪化傾向にある。施設との個人契約の選択を検討するとともに、改めて市町村に適切な措置対応を働きかける必要がある。

(2) 特別養護老人ホーム入所調整検討委員会の設置、運営及び入所調整

ア 概要

広域連合が設置する「特別養護老人ホーム入所調整検討委員会」では、南信州圏域内に所在する特別養護老人ホームのうちの14施設の入所調整を行っている。

委員会では、入所の必要度の高い方が優先的に入所できるよう、入所希望者の状況、介護者及び家族の介護力等を点数化した入所順位判定基準を基に入所順位を決定している。

平成27年3月に制定した入所順位判定基準が6年経過したことから、令和4年12月に入所順位判定基準を改定した。令和5年3月の入所調整委員会から新基準による入所判定を実施しているが、改定による課題は生じていない。

イ 特別養護老人ホーム入所調整検討委員会

市町村老人福祉担当	2人
特養施設関係者（施設長）	2人
居宅介護支援事業所関係者（介護支援専門員）	3人
関係市町村の民生児童委員	2人
長野県飯田保健福祉事務所担当（オブザーバー）	1人
開催日程	3か月毎に定例で開催 （6月、9月、12月、3月）

ウ 当面の課題

入所調整については、公正・公平な入所判定及び入所調整の継続実施に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の流行の影響や、人材不足により受け入れを制限している施設の状況を踏まえながら進める必要がある。

また、現在の待機者状況や将来人口推計を踏まえ、必要に応じて判定基準の見直しを行う必要がある。

(7) 老人福祉施設入所措置状況

令和8年3月31日現在

区 分		養 護 老 人 ホ ー ム								
市町村	施設	信濃寮	天龍荘	ハートヒル川路	光の園	計	圏域外・県外施設	合計	入所待機者数	備考
	松川町	9	3	2		14		14		
	高森町	8		5	1	14		14		
	阿南町	3	4	1		8		8		
	阿智村	5	1			6		6		
	平谷村					0		0		
	根羽村					0		0		
	下條村	1		1		2		2		
	売木村				1	1		1		
	天龍村		25			25		25	1	
	泰阜村	1		1		2		2		
	喬木村	3		1		4		4	1	
	豊丘村	2				2		2		
	大鹿村			1	1	2		2		
郡 計		32	33	12	3	80	0	80	2	
飯 田 市		45		76	10	131		131	13	
郡 市 計		77	33	88	13	211	0	211	15	
郡外からの入所				1	13	14		14		
県外からの入所					1	1		1		
合 計	入所実数	77	33	89	27	226	0	226	15	
	定 員	80	40	100	39	259	—	259	—	

(イ) 老人福祉施設利用状況

令和8年3月31日現在

区 分		特 別 養 護 老 人 ホ ー ム																入 所 待 機 者 数		
市 町 村	施 設	公 設								小 計	民 設						小 計		合 計	
		飯 田 荘	第 二 飯 田 荘	阿 南 荘	松 川 荘	阿 智 荘	天 龍 荘	遠 山 荘	喬 木 荘		やす お か 荘	あ さ ぎ り の 郷	赤 石 寮	ゆ い	陽 だ ま り の 丘	笑 み の 里				第 二 光 の 園
松 川 町		2		4	31		3	3	9		52	9	5	2		1	1	18	70	48
高 森 町				1	3	2			1	2	9	21	3			1		25	34	51
阿 南 町				17			1	1		2	21		15					15	36	19
阿 智 村				2		38	1	2		1	44		3					3	47	27
平 谷 村						1					1							0	1	1
根 羽 村											0							0	0	1
下 條 村				1				1		1	3		1	1				2	5	6
売 木 村				1							1		5					5	6	4
天 龍 村		1		1			20	1		2	25		1					1	26	4
泰 阜 村				1						12	13							0	13	6
喬 木 村		1		2	2	1		2	28	2	38	1	3	2				6	44	28
豊 丘 村				1	1		2		5	1	10	5	1			1		7	17	8
大 鹿 村			1	3	1		1		1		7	1				1		2	9	3
郡 計		4	1	34	38	42	28	10	44	23	224	37	37	5	0	4		83	308	206
飯 田 市		35	25	39	11	27	17	38	14	25	231	20	27	50	10	24	2	133	364	320
郡 市 計		39	26	73	49	69	45	48	58	48	455	57	64	55	10	28	3	217	672	526

郡外からの入所								1			1						1		1	2	3
県外からの入所				2			1				3								0	3	1

合 計	入所実数	39	26	75	49	69	46	49	58	48	459	57	64	55	10	29	3	218	677	530
	定 員	40	40	80	50	80	50	50	58	50	498	64	65	58	10	30	20	247	745	

(ウ) 令和7年度老人ホーム入所判定・入所利用申込・入所件数

令和8年3月31日現在

市町村名	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム	
	入所判定 件数	入所件数	入所申込 件数	入所件数
松川町	1	1	41	25
高森町	2	2	51	15
阿南町	1	1	30	11
阿智村	3	3	29	15
平谷村	0	0	2	1
根羽村	0	0	2	0
下條村	0	0	8	0
売木村	0	0	6	2
天龍村	9	9	9	8
泰阜村	0	0	11	4
喬木村	1	1	29	21
豊丘村	0	0	16	7
大鹿村	1	1	6	4
郡計	18	18	240	113
飯田市	19	19	378	127
郡市計	37	37	618	240
郡市以外	0	0	4	3
合計	37	37	622	243

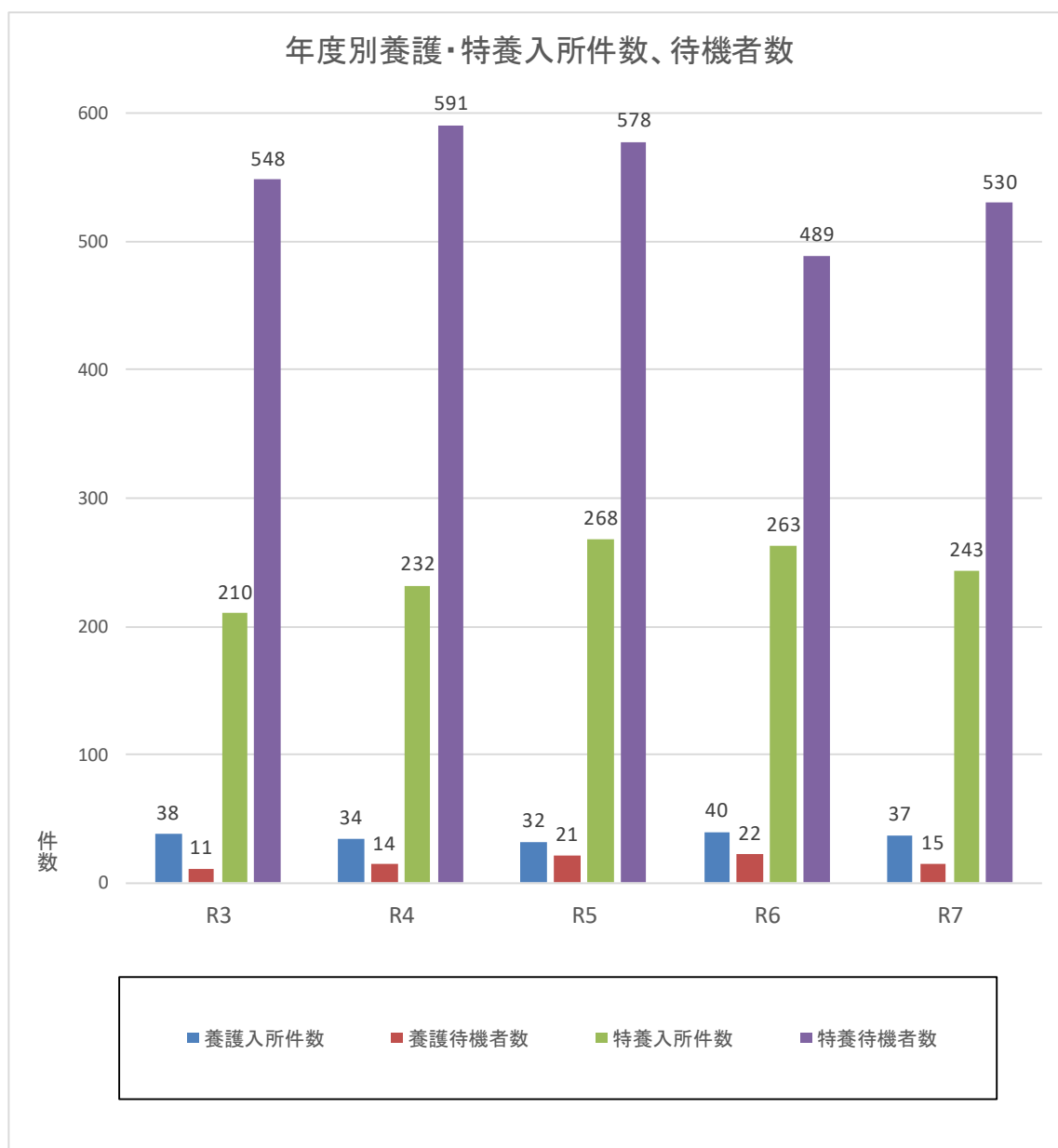
※特別養護老人ホームの入所申込件数は、令和7年4月～令和8年3月に新たに申込みのあった件数。

※養護老人ホームの入所判定件数及び入所件数には緊急入所件数が含まれる。

(エ) 年度別老人ホーム入所判定・入所申込・入所件数（過去5年）

令和8年3月31日現在

区分 年度	養護老人ホーム				特別養護老人ホーム			
	養 入所判定 件数	入所件数	待機者	取下件数	特 養 入所申込 件数	入所件数	待機者	取下件数
R3	41	38	11	1	544	210	548	342
R4	39	34	14	2	625	232	591	350
R5	43	32	21	4	663	268	578	408
R6	46	40	22	5	584	263	489	410
R7	37	37	15	7	622	243	530	338



⑩地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務

ア 概要

障がい者等の自立支援を目的とした地域生活支援事業のうち相談支援事業について、市町村の事務を共同処理するため、広域連合が相談事業者に委託している。

障がい者相談支援事業では、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目指している。地域の障がい福祉に関する諸課題に対応するため、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行っている。

(ア) 相談窓口

- ・飯伊圏域障がい者総合支援センター（身体、知的、精神障がい関係）
- ・飯田市こども発達センターひまわり（障がい児、医療的ケア児等関係）

(イ) 相談等の状況（令和7年4月から令和8年3月までの実績）

障がい別の相談者数（圏域外からの相談件数を含む）

	身体障がい	重症心身	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障害	難病	医療的ケア	その他	不明	計
障がい児	18	3	18	1	192	0	3	8	764	0	1,007
障がい者	89	13	159	114	48	3	18	0	3	3	450
不明	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	4
計	108	16	178	116	240	3	21	8	767	4	1,461

相談支援内容及び件数（圏域外からの相談件数を含む）

福祉サービスの利用	社会資源の活用	障がいや病状の理解	健康・福祉	不安解消・情緒不安	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	余暇活動	権利擁護	計
4,099	198	2,268	1,336	657	3,901	732	551	472	204	31	19	80	14,548

イ 当面の課題

当圏域における障がい児者のシームレスな相談体制の構築を目指すため、基幹相談支援センターの設置が必要とされる。圏域の中心である飯田市をはじめとする構成市町村及び事業者と連携し、検討を進める必要がある。

また、障がい児者が必要とするサービス利用に円滑につながられるように、事業者との連携を密にするとともに、自立支援協議会を活用した地域課題の共有や相談体制づくりを引き続き支援する必要がある。

⑪広域的な障がい者支援に関する事務

ア 概要

圏域に暮らす医療的ケア児等を支援するために、令和6年から飯田市こども発達センターひまわりに医療的ケア児等コーディネーター2名を委託配置している。医療的ケア児等とは、日常的に人工呼吸器などの医療を要する状態にある障がい児・者や重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい者をいう。

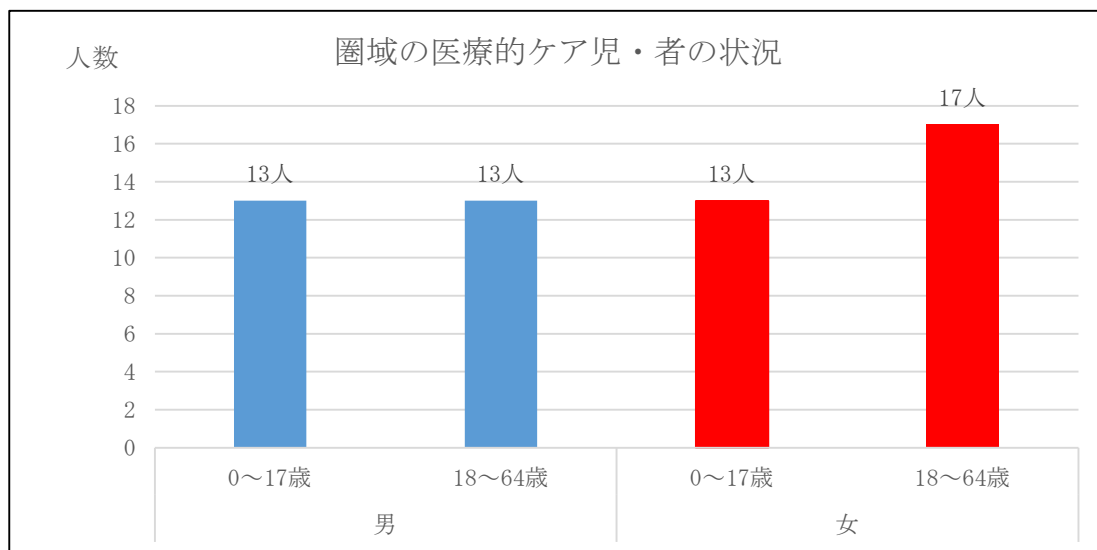
(ア) 主な活動内容

- ・ 医ケア児・者の実態把握と台帳整備
- ・ 体制整備に係る関係機関との検討、調整及び協力
- ・ 家族支援、レスパイト情報提供、災害対策
- ・ 協議の場の設置

(イ) 圏域の医療的ケア児・者の状況（令和7年度台帳）

圏域の医療的ケア児・者の実数 56人（介護保険利用対象者以外の者）

男性		女性		計
0歳から 17歳まで	18歳から 65歳まで	0歳から 17歳まで	18歳から 64歳まで	0歳から 45歳まで
13人	13人	13人	17人	56人



イ 当面の課題

令和6年度から取り組んでいる医療的ケア児等の台帳整備について、今後は更に医療行為の種別などの詳細情報を追加して内容を充実するとともに、対象者に合わせた個別相談に対応するための連絡体制や組織体制の検討を進める必要がある。

また、当圏域には医療的ケア児等が利用できる事業所が少なく、医療型の長期入所施設がないことが課題となっている。

⑫広域防災計画（広域的な防災の取組）の実施に必要な連絡調整に関する事務

(1) 広域防災計画の実施に必要な連絡調整

ア 概要

当地域全体に被害が及ぶ大規模地震や豪雨災害等に備えるために、様々な面で対策を講じる必要があるものの、災害対策基本法の規定に基づき、地域防災計画は長野県及び市町村にて防災計画が策定されている。また、市町村毎に関係機関等との相互応援協定が締結されている。

広域連合は建築士会と「災害時における避難施設等の被災状況調査に関する協定」を締結し、災害時における建築士の応急危険度判定に関する広域的な連絡調整の役割や、広域消防に関する協定や民間等と災害時の協定締結の事務を担っている。

令和7年度にも「災害時における避難施設等の被災状況調査に関する協定」を改定した。

イ 当面の課題

策定されている各市町村の地域防災計画に伴う県及び市町村間の連携と適宜の見直しが重要であり、地域住民の防災意識の向上と合わせて防災対策の情報共有を図っていくことが求められる。

(2) 地域防災力の充実強化と次世代育成事業

ア 構成

1市3町10村

(飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村)

イ 飯田広域消防と消防相互応援協定を締結した県外消防本部

豊田市消防、浜松市消防、恵那市消防、中津川市消防、新城市消防

ウ 当面の課題

(ア) 消防団及び教育機関と協働し、応急手当普及員養成及び防災教育の推進

地域防災力の充実強化を図るため、消防団員のリーダー育成の一環として応急手当普及員の養成を促進するとともに、地域及び事業所内における活躍を推進する。また、教育機関における児童対象の防災教育を通じて、消防・防災への理解、興味、関心等を高め、地域防災の担い手となり得る人材の育成を行う。

(イ) リエゾンの充実強化と消防団連携の拡充

リエゾン活動マニュアルの見直し及びリエゾン派遣候補職員に対し研修を定期的に行うことで、リエゾン派遣体制の充実強化を図る。

また、消防団との合同訓練、研修、交流等を通じ、消防団との顔の見える関係を構築することで、有事の際には迅速な情報共有と意思疎通を図り、効果的な災害活動を展開する。

(ウ) 管内事情を踏まえた消防体制づくり（遠隔地対策）

消防機関の到着及び救急搬送に時間を要する地区（遠隔地）に対し、令和8年4月か

ら該当する4村（根羽村、売木村、天龍村、大鹿村）にリエゾンも兼務する駐在員（職員）の派遣を開始。消防職員を駐在員として派遣することで、発生する災害事案への迅速な情報収集と初期対応を可能とした消防の早期介入を図る。また駐在員は、自分達の地域は自分達で守るという自助・共助への行動変容を促すために、地域密着性、要因動員力、即時対応力を備えた消防団と協働し、地域防災力の強化を図る一助となるべく活動を展開する。

(エ) 高齢者を始めとする住民対象防火講話の実施

住民の火災予防に対する意識付けや、火災危険性を低減する行動の習慣化、住宅用火災警報器の設置率向上を目的に、高齢者や住民に対して重要性を強く実感させる説得力のある防火講話を推進する。

また、たき火による火災が多い当本部管内の住民に向け、林野火災注意報及び火災警報発令基準の周知を行う。

(オ) 防火対象物、危険物施設の違反是正指導

違反是正のためのマニュアルに基づき、違反對象物には早期に是正指導を行い、安全で安心な地域づくりを目指す。職員一人一人が違反処理の知識・技能を習得し、違反是正強化をさらに図る。

(カ) 各種申請のオンライン化

火災予防・危険物等に関する紙ベースでの各種申請手続きからDX化を推進した電子申請手続きへと移行し、申請者の負担軽減及び受付事務の効率化を図るための検討を継続して重ねていく。

令和8年度には、総務省消防庁の国庫補助（モデル事業）を受け、当管轄で毎年約1万件申請されるたき火等の届出の受付事務の煩雑さや申請負担を解消し、住民サービスの向上を図る目的で、たき火届受付運用支援システムを導入する。また、当システムを利活用し、火災警報等の発令条件の観測、適格な発令判断の支援及びたき火等の届出者に対し速やかな火災警報等の伝達を行う。

「7年度実績」

申請者の負担軽減と事務効率化を図る目的で火災予防に関する24様式（防火管理者選任（解任）届出書、防火対象物点検結果報告書など）、危険物等に関する42様式（危険物保安監督者選任・解任届出書、危険物製造所等譲渡引渡届出書など）、及び石炭法に関する11様式の申請に対応する消防庁が構築したe-Gov電子申請に参画した。今後、申請実績等を元に運用方法について検討を進める。

⑬消防に関する事務（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く）

ア 概要

昭和23年3月に消防組織法が施行、自治体消防制度が発足し消防事務を市町村が担うことになった。管内では、同時に飯田市消防本部・消防署が設立、その後、組織の変遷を経て、南信州広域連合飯田広域消防が発足し、南信州全域を1消防本部、4消防署、6分署をもって、住民の生命、身体及び財産を守っている。

イ 当面の課題

(7) 災害対応力の充実強化事業

a 消防活動の充実（消防活動実施要領策定）

消防計画における実施要領の策定に向けた素案の検討。要領策定を踏まえた統一的な訓練計画や訓練手法の提示による組織内の知識・技術の標準化。警防技術向上のための全体研修及び指揮体制・安全管理に関する教育訓練の実施並びに防災関係機関との連携訓練を実施する。

「7年度実績」

消防活動訓練・研修の実施（消防プロジェクト等による企画運営）

全体訓練回数 8回（指揮隊訓練、消防技術指導会等）

※各署企画の独自訓練教養等は除く

b 救助活動の充実（救助活動要領策定・見直し）

令和7年度改訂「救助訓練隊訓練計画」に基づく訓練の実施により、組織内の知識・技術の標準化を図る。また、多様化する各種災害（土砂、水難、山岳、トンネル、NBC等）について、地域の実情や情勢にあわせた活動要領の策定や見直しを行う。

「7年度実績」

救助訓練等の実施

訓練等回数 55回（救助訓練隊、水難訓練、航空隊連携訓練等）

※各署企画の独自訓練教養等は除く

c 救急活動の充実（救急訓練実施要領に基づく教育）

救急活動総合シミュレーション、POT（フィジカルアセスメントに特化したトレーニング）、病院研修及び教育機関での研修等を継続し、適切な救急業務を遂行するための正しい知識と技術の習得及び維持向上を図る。

「7年度実績」

救急活動訓練・研修・検証会の実施

訓練回数 432回、メディカルコントロール事後検証会 10回

※各署企画の独自訓練教養等は除く

d 警防分野におけるDXの推進（マイナ救急導入）

令和8年4月1日から本運用となる「マイナ救急」を有効に活用し、救急隊員が傷病者のマイナ保険証から搬送先の病院選定や応急処置に役立つ情報を迅速に把握することにより、救急業務の更なる円滑化を図る。

また、消防共有サイト（消防庁）等の積極的活用により、知識、技術及び災害経験を共有し、警防技術の向上に繋げる。

「7年度実績」

6・7年度と総務省消防庁が主導し、マイナンバーカードを利活用した実証実験に参画し、調整を経て令和8年度から本運用となる。

e 消防力適正配置の研究（遠隔地対策、南西部・中央ブロックの研究）

管内各地域における道路や水利の状況、大規模災害における被害予想などを考慮し、各方面（ブロック）に必要な施設・設備について研究するとともに、各方面を担当する署所に必要な車両や資機材等、車両の整備（更新）計画について点検し、適正な配置を行える

よう検討を進める。

(イ) 消防施設等の維持及び整備事業

a 阿南消防署平谷分署庁舎新築に伴う移転

築 40 年を経過したことによる老朽化に伴い、防災拠点としての機能低下が進む現庁舎の移転更新整備を行う。令和 9 年度中の竣工・運用開始を目指し、令和 8 年度については実施設計を予定しており、随時受注事業者との調整を行う。

「7 年度実績」

- ・高森消防署新庁舎運用開始
- ・平谷分署庁舎新築に係る基本設計

b 財政計画に基づく消防車両の更新整備

各消防車両の使用頻度や経年による劣化不具合状況、更新計画を鑑み、財政負担を軽減するための精査や更新時における有利な起債等を活用しながら、車両の更新を進める。

「7 年度更新実績」

災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、多機能型消防ポンプ自動車、資機材搬送車、連絡車

「8 年度更新予定」

消防指揮車 2 台、救助工作車、連絡車 2 台

c 消防施設の維持及び改修による長寿命化

公共施設等総合管理計画に基づき、庁舎施設の更新及び改修による長寿命化を進める。

「7 年度実績」

- ・消防庁舎照明 LED 化工事（羽場分署、山本分署、龍江分署）
- ・本部庁舎駐車場修繕工事

d 女性消防吏員数 7 人（組織内 3 %）を目標とした施設整備

庁舎建設の機会に併せて女性専用の空間（仮眠室、トイレ等）の整備を進めるとともに、女性職員が働きやすい人員体制や環境の整備を進める。

(ウ) 消防事務連携・協力事業

a 消防通信指令体制の整備

令和 8 年 4 月からの正式運用開始に伴い、消防通信指令事務の運用について検証を進め、木曽広域消防本部との更なる消防の連携・協力を図り住民サービスの向上を目指す。

b 指令員の災害対応プロトコルの作成と運用

両消防本部との災害発生時対応訓練を実施し、災害対応プロトコルの作成及び検証を進める。また、大規模災害発生時のコールトリアージについても検討を進める。

c 無線環境の整備

木曽広域消防本部との連携・協力により消防救急デジタル無線施設更新整備事業を進めるにあたり、実施設計を適切に行う。また、保有する設備の維持管理を図る。

d 消防業務システムの構築

指令システム構築時に飯田広域消防の基線として導入したネットワーク網を活用し、すでに導入している指令、無線及び内線システムの更なる活用と新たな消防業務システム構築の検討を進め、消防 DX の推進を図る。

⑭知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた事務

ア 概要

知事の権限に属する事務の特例に関する条例により、広域連合が処理するとされた事務について長野県から権限が委譲されている。

(ア) 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること

譲渡、譲受及び消費許可等に関しては、4消防署で事務処理を行い、立入検査は4消防署及び6分署の全てで行っている。

「7年度実績」

届出受理件数

飯田消防署 54 件、伊賀良消防署 143 件、高森消防署 295 件、阿南消防署 167 件

合計 659 件

(イ) 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること

届出に関しては、4消防署及び6分署の全てで受理を行い、事務処理については、4消防署で行っている。

「7年度実績」

届出受理件数

飯田消防署 6 件、伊賀良消防署 3 件、阿南消防署 1 件

合計 10 件

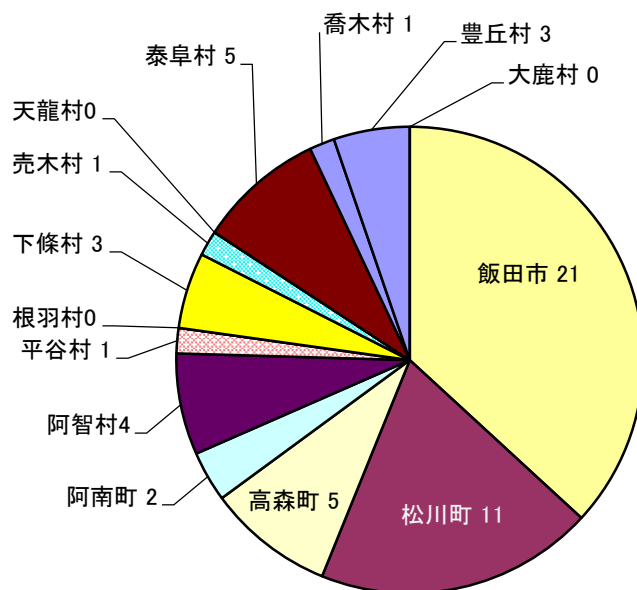
イ 火災発生状況及び救急出動状況

(ア) 市町村別火災発生件数

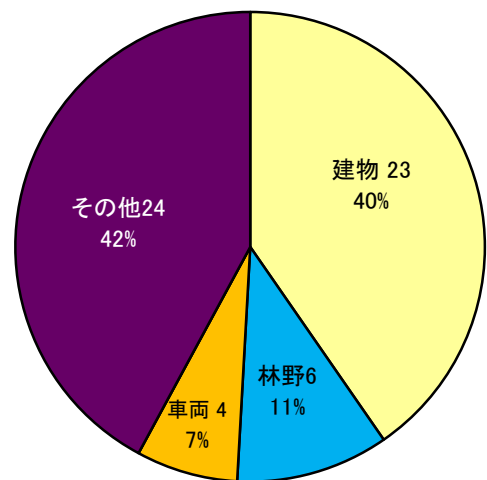
(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

月 市町村名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	建物	林野	車両	船舶	その他
飯田市	1	1	7	2				2	2	2	1	3	21	6		1		14
松川町	1	2	1			1	3		2			1	11	4	3	1		3
高森町			1	1							1	2	5	3		1		1
阿南町				2									2	1				1
阿智村	1		1	1					1				4	4				
平谷村										1			1	1				
根羽村																		
下條村			1			1				1			3			1		2
売木村			1										1	1				
天龍村																		
泰阜村		1	1					1				2	5	1	3			1
喬木村				1									1	1				
豊丘村			1			2							3	1				2
大鹿村																		
合 計	3	4	14	7		4	3	3	5	4	2	8	57	23	6	4		24
令和6年	2	6	12	8	9	2	5	6	3	4	3	6	66	38	2	2		20
令和5年	7	7	11	14	2	1	4	3	3	2	6	6	66	23	11	7		25
令和4年	8	11	13	5	3	5		5	2	1	5	3	61	29	7			25
令和3年	5	14	7	11	3	4	5	7	1	5	7	4	73	44	7	5		17

市町村別 火災発生件数



火災種別別 発生件数

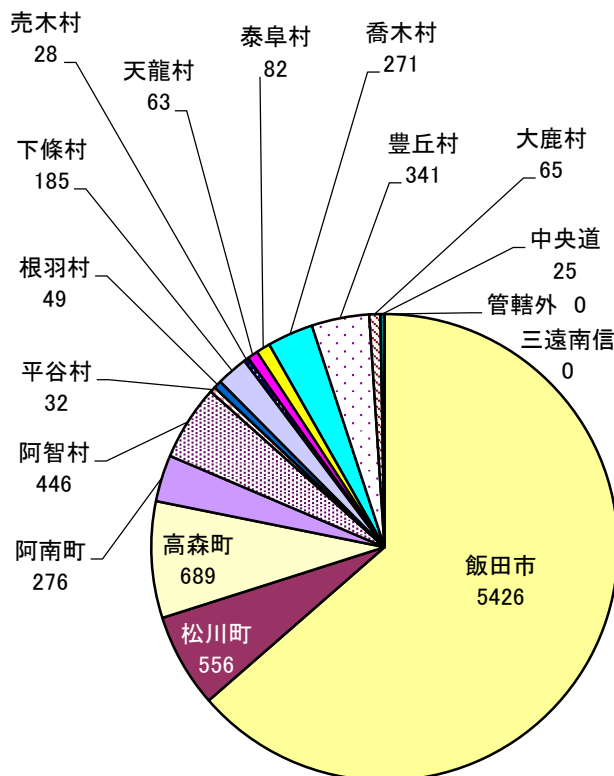


(イ) 市町村別救急出動件数

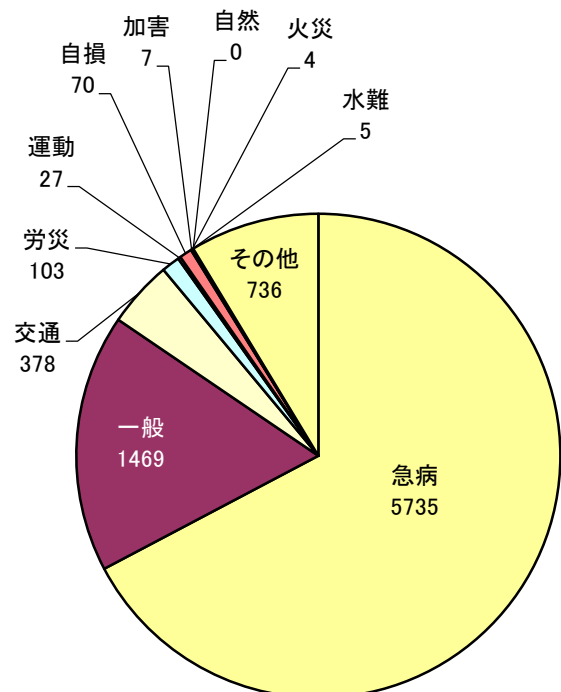
(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

地区別	出動件数	火災	自然	水難	交通	労災	運動	一般	加害	自損	急病	その他
飯田市	5,426	1		2	212	53	18	907	5	44	3,706	478
松川町	556	1			20	10		113	1	6	371	34
高森町	689				30	8	5	88		9	455	94
阿南町	276				13	3	1	42			144	73
阿智村	446				27	5	1	90		2	305	16
平谷村	32				1	2		4			25	
根羽村	49				5	1		8			34	1
下條村	185	1			12	2		43		1	112	14
売木村	28				2	2		10			14	
天龍村	63			2	5	1		13			34	8
泰阜村	82			1	1	3		15			61	1
喬木村	271				15	8	2	42		1	188	15
豊丘村	341				16	5		74	1	5	240	
大鹿村	65				3			18		2	40	2
中央道	25	1			16			2			6	
三遠南信												
管轄外												
合計	8,534	4		5	378	103	27	1,469	7	70	5,735	736

市町村別 救急件数

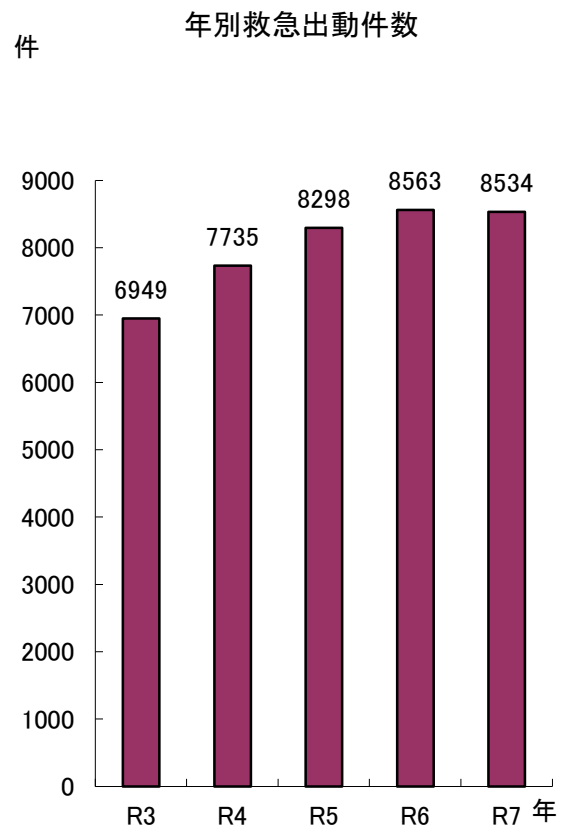
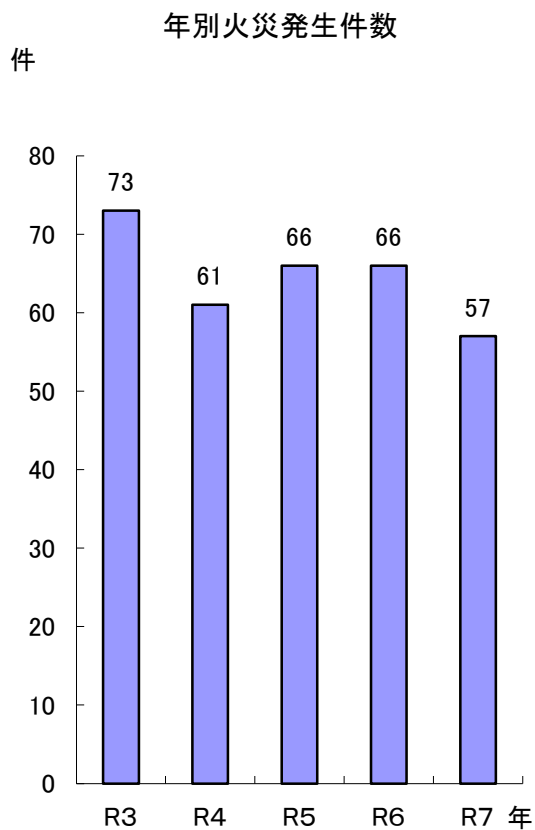


救急種別 救急件数



(ウ) 年別火災救急状況

	火災発生件数					救急出動件数				
	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
飯田市	33	33	28	31	21	4,315	4,991	5,261	5,498	5,426
松川町	8	7	5	3	11	444	521	530	573	556
高森町	7	6	6	6	5	566	574	673	667	689
阿南町	1	2	4	5	2	282	288	277	271	276
阿智村	8	3	4	4	4	337	376	385	413	446
平谷村	1	1	2		1	41	41	42	34	32
根羽村		1				59	50	64	52	49
下條村	2	1	2	5	3	164	166	165	168	185
売木村		2		2	1	30	28	32	40	28
天龍村						85	79	111	62	63
泰阜村	1	2	4	1	5	57	64	82	81	82
喬木村	6	1	5	4	1	236	195	273	254	271
豊丘村	5	2	4	4	3	257	271	323	353	341
大鹿村	1		2	1		58	61	52	63	65
中央道						18	30	27	30	25
三遠南信								1	3	
管轄外									1	
合 計	73	61	66	66	57	6,949	7,735	8,298	8,563	8,534



ウ 消防機械等の現況

署所別配置状況

(令和8年4月1日現在)

署所 機械等		本部	飯田消防署		伊賀良消防署			高森消防署		阿南消防署			合計
			本署	羽場分署	本署	山本分署	龍江分署	本署	座光寺分署	本署	平谷分署	和田分署	
ポンプ車			2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	12台
小型ポンプ付積載車										1			1台
はしご車			1										1台
化学車			1										1台
救助工作車			1							1			2台
水槽車								1					1台
救急車			2	1	1	1	1	2	1	2	1	1	13台
人員輸送車		1											1台
資機材搬送車			2		1			1		1			5台
指揮車			1		1			1		1			4台
支援車		1								2			3台
査察広報車		3	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	15台
一般車	連絡車等	4											4台
	二輪車	1											1台
車輦合計		10	12	3	6	3	3	8	3	10	3	3	64台
無人航空機(ドローン)		1	1					1		1			4
ホース	40mm							1		15	10	8	34
	50mm		69	42	66	49	31	76	46	85	54	60	578
	65mm		71	14	65	13	30	30	12	28	37	10	310
化学消火薬剤			1,300	100	120	100	80	120	180	280	200	120	2,600 ^{リットル}
発砲管鎗			11	1	2	1	1	1	1	2	2	2	24
消火原液吸入装置			2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	12
可搬式放水砲			2										2
ファイヤーレンジャー			29	8	20	8	7	20	7	20	8	8	135
空気呼吸器			36	4	11	4	4	10	4	11	4	4	92
空気ポンペ	4.7 ^{リットル}		8										8
	6.8 ^{リットル}		50	9	21	10	8	15	12	20	9	9	163
	8 ^{リットル}		45	1	6	3	1	8	2	9	4	4	83
	9 ^{リットル}												0
	50 ^{リットル}		6										6
ゴムボート(船外機付)			1							2			3
エアーテント			2		1			1		1			5

エ 防火対象物の現況

(令和8年3月31日現在)

市町村別		飯田市	松川町	高森町	阿南町	阿智村	平谷村	根羽村	下條村	売木村	天龍村	泰阜村	喬木村	豊丘村	大鹿村	合 計
用途区分																
1	イ 劇場・映画館等	4		2					1					1		8
	ロ 公会堂・集会場	196	32	42	7	14	1	1	7	1	8	1	24	21	5	360
2	イ キャバレー等	2														2
	ロ 遊技場/ダンスホール	19		3												22
	ハ 風俗営業等															
	ニ カラオケボックス等	3														3
3	イ 待合・料理店	13	1	1												15
	ロ 飲食店	180	16	20	2	21	2	3	1	1		1	1	3	3	254
4	百貨店・マーケット	251	26	24	8	12		1	4	1			8	8	1	344
5	イ 旅館・ホテル	80	6	15	5	38	2	7	7	7	5	3	2	2	15	194
	ロ 共同住宅・下宿等	875	42	58	18	24	3	8	12	6	4	9	18	10	6	1,093
6	イ 病院・診療所等	89	2	8	3	2			1	1			1	1		108
	ロ 老人福祉施設等	40	10	7	8	6		1	3	1	3	1	3	2		85
	ハ デイサービス等	138	31	14	12	13	2	1	2	2	2	5	14	10	2	248
	ニ 幼稚園・盲学校等	4											1			5
7	小・中・高等学校等	41	4	9	7	7	1	2	2	1	3	2	4	3	2	88
8	図書館等	15		1	3	3	1	1	1				2	1	2	30
9	イ 蒸気・熱気浴場															
	ロ イ以外の公衆浴場	4				1					2					7
10	車両の停車場	3														3
11	神社・寺院等	86	14	15	4	6		1	2	1	1	3	6	3	1	143
12	イ 工場・作業場	732	124	137	26	42	2	5	17	7	8	8	38	53	4	1,203
	ロ 映画スタジオ等															
13	イ 自動車庫・駐車場	21	1	1		1	1	1						1		27
	ロ 飛行機格納庫															
14	倉庫	277	36	37	6	8	1	4	2	1			8	18	1	399
15	前各号に該当しない事業所	648	51	54	34	40	15	14	15	4	14	9	30	31	11	970
16	イ 複合用途防火対象物	685	69	43	16	40	10	7	12	11	7	7	16	14	8	945
	ロ 上記以外の複合用途防火対象物	470	45	32	6	11	2	3	1	3	1	4	12	8	4	602
17	重要文化財等	18		2	1	2		1	1			6				31
18	延長50m以上のアーケード															
合 計		4,894	510	525	166	291	43	61	91	48	58	59	188	190	65	7,189

才 予防査察実施状況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

署別		飯田消防署	伊賀良消防署	高森消防署	阿南消防署	合計
用途区分		防火対象物	防火対象物	防火対象物	防火対象物	防火対象物
1項	イ				1	1
	ロ	2	6	7	4	19
2項	イ					
	ロ	2		2		4
	ハ					
	二					
3項	イ			2		2
	ロ	7	7	4	6	24
4項		7	10	9	2	28
5項	イ	4	8	3	42	57
	ロ		3	2	1	6
6項	イ	2	1	1		4
	ロ		1	2		3
	ハ	3	3	1	2	9
	二	1				1
7項					1	1
8項		3			2	5
9項	イ					
	ロ					
10項						
11項		1	1	2	6	10
12項	イ	1		1		2
	ロ					
13項	イ	1				1
	ロ					
14項		1				1
15項		6	8	2	13	29
16項	イ	34	15	12	11	72
	ロ	1	6	1	3	11
17項		3	3	7	1	14
合 計		79	72	58	95	304

防火管理者資格取得講習会実施状況（昭和36年度～令和7年度講習取得累計10,473人）

令和5年度	甲種	158人	乙種	16人
令和6年度	甲種	150人	乙種	15人

カ 建築同意事務件数

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

同意内容 用途区分			新築	増築	改築	移転	修繕	模様替	用途変	その他	計
1	イ	劇場・映画館等									
	ロ	公会堂・集会場	2	2							4
2	イ	キャバレー等									
	ロ	遊技場/ダンスホール									
	ハ	風俗営業等									
	ニ	カラオケボックス等									
3	イ	待合・料理店									
	ロ	飲食店	3								3
4		百貨店・マーケット	7	4							11
5	イ	旅館・ホテル	4						1		5
	ロ	共同住宅・下宿等	12								12
6	イ	病院・診療所等	2	1							3
	ロ	老人福祉施設等	1	2							3
	ハ	デイサービス等	1						1		2
	ニ	幼稚園・盲学校等									
7		小・中・高等学校等	1	2							3
8		図書館等									
9	イ	蒸気・熱気浴場									
	ロ	イ以外の公衆浴場									
10		車両の停車場									
11		神社・寺院等									
12	イ	工場・作業場	4	19							23
	ロ	映画スタジオ等									
13	イ	自動車車庫・駐車場									
	ロ	飛行機格納庫									
14		倉庫	19	4							23
15		前各号に該当しない事業所	17	5				1			23
16	イ	複合用途防火対象物	2								2
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物									
17		重要文化財等									
18		延長50m以上のアーケード									
一般		専用住宅	31	10							41
		併用住宅									
		その他	10	3							13
合 計			116	52				1	2		171

キ 危険物施設の状況

(令和8年3月31日現在)

危険物施設 区 別		計	製 造 所	小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク 貯蔵所	特定 屋外	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	14k 0超 トレー ラー	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 1 種 販 売 取 扱 所	第 2 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	事 業 所 数
検査済証交付施設数		712	3	493	94	43	0	11	193	4	141	9	7	216	133	6	0	77	407
数量別	5倍以下	339		284	51	11		8	84	4	122		4	55	11	2		42	
	5倍を超え 10倍以下	139	1	107	24	7		3	70				3	31	10	2		19	
	10倍を超え50 倍以下	120	2	66	16	15			31		4			52	36	2		14	
	50倍を超え 100倍以下	40		22	1	5			5		11	6		18	17			1	
	100倍を超え 150倍以下	26		8	2	1			1		4	3		18	18				
	150倍を超え 200倍以下	19		2		1			1					17	16			1	
	200倍を超え 1000倍以下	28		3		2			1					25	25				
	1000倍を超え るもの	1		1		1								0					
類別	単 独	第1類	1		1	1								0					
		第2類	1		1	1								0					
		第3類	0		0									0					
		第4類	708	3	489	90	43	11	193	4	141	9	7	216	133	6		77	
		第5類	0		0									0					
		第6類	0		0									0					
	混在		2		2	2								0					
飯 田 市		352	1	236	55	21		4	83	2	68	7	3	115	64	6		45	
松 川 町		80	2	50	10	10		1	14		15			28	14			14	
高 森 町		56		41	11				19		9	2	2	15	12			3	
阿 南 町		28		20	2			1	9		8			8	6			2	
阿 智 村		62		47	5	1			33	2	6			15	9			6	
平 谷 村		12		9		1			5		2		1	3	2			1	
根 羽 村		6		4		1		1			2			2	2				
下 條 村		18		13	2	1		1	6		3			5	4			1	
売 木 村		8		5					4		1			3	3				
天 龍 村		10		9				1	5		2		1	1	1				
泰 阜 村		15		11	2	1		1	5		2			4	4				
喬 木 村		37		31	2	6			4		19			6	4			2	
豊 丘 村		16		10	4	1			4		1			6	3			3	
大 鹿 村		12		7	1			1	2		3			5	5				
計		712	3	493	94	43	0	11	193	4	141	9	7	216	133	6	0	77	

「特定屋外」は「屋外タンク貯蔵所」の内数を表し、「14k0超トレーラー」は「移動タンク貯蔵所」の内数を表す。

ク 危険物施設立入実施数

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

署別 危険物施設	予防課	飯田 消防署	伊賀良 消防署	高森 消防署	阿南 消防署	合計
製造所						
屋内貯蔵所						
屋外貯蔵所						
屋外タンク貯蔵所						
屋内タンク貯蔵所						
地下タンク貯蔵所	5	6	9	5	13	38
簡易タンク貯蔵所						
移動タンク貯蔵所						
給油取扱所	43	1				44
自家用給油取扱所						
第1種販売取扱所						
第2種販売取扱所						
一般取扱所			1		1	2
合計	48	7	10	5	14	84

ケ 各種申請届出書受理件数

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

区 分		受理 件数	区 分		受理 件数
危険物製造所等 設置変更許可申請	製造所		防火対象物使用開始届		175
	貯蔵所	20	火を使用する設備等の設置届		27
	取扱所	32	発電・変電・蓄電設備設置届		60
危険物製造所等 完成検査申請	製造所		ネオン管灯設備設置届		
	貯蔵所	20	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届		90
	取扱所	31	圧縮アセチレンガス等貯蔵取扱届		57
危険物製造所等 譲渡引渡届出	製造所		防火管理者選・解任届		364
	貯蔵所	17	消防計画届		444
	取扱所	15	消防設備設置届		368
危険物製造所等 廃止届出	製造所		消防用設備点検結果報告		3,389
	貯蔵所	17	防火対象物点検結果報告		140
	取扱所	1	防火対象物権原者変更届		14
水張水圧検査申請書		14	防火対象物特例認定申請等		28
危険物製造所等休止(再開)届		2	高圧ガス販売施設等の意見書交付申請		
危険物仮貯蔵・仮使用・仮取扱承認願		41	消防法令適合通知書交付申請		20
危険物保安監督者選解任届		32	り災証明申請		60
危険物製造所等品名数量変更届		5			
予防規程認可 変更申請書		1			

⑮ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び事業の実施に関する事務

ア 概要

南信州広域連合では、平成 25 年に策定した「次期ごみ処理施設整備構想」に基づき、関係法令の趣旨を踏まえ、ごみの減量化・分別・再生利用や熱エネルギーの有効利用を目指して稲葉クリーンセンターの整備を進め、平成 29 年に竣工した。

令和 7 年 6 月から施行している一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、将来の処理量を見据えた安定的な施設運用を図るために策定されたもので、社会情勢や関連法令の変化を踏まえつつ、圏域全体のごみ処理を効果的に進める新たな指針として位置づけられている。本計画では、ごみ排出量の推計に基づき、長期的な減量化と効率化の目標を設定している。また、市町村計画との整合を図りながら、環境学習や広報、搬入ごみチェックなどを通じ、ごみの発生抑制と減量化に向けた取組を継続している。

イ 当面の課題

(ア) 資源循環および食品ロス削減に向けた分別・排出行動の定着

新法施行により製品プラスチックの資源化が進む中、ごみの発生・排出抑制という減量化の基本理念に加え、食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえた資源循環の取組が求められている。市町村と連携し、住民の分別理解を深めるとともに、プラスチックの資源循環と食品ロス削減を含むごみ減量化を一体的に捉えた啓発活動を強化し、適正な排出行動の定着を図る必要がある。

(イ) 計画の見直しと災害廃棄物への備え

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画および災害廃棄物処理計画に基づき、計画の実効性を高めるための体制整備を進めるとともに、社会情勢の変化や新たな課題に応じて計画を適切に見直し、将来のごみ処理や大規模災害発生時への対応力を強化する必要がある。

(ウ) 次期ごみ処理施設整備構想

稲葉クリーンセンターは、継続的に計画値を上回る運転を行っていることから、施設の劣化が通常より早く進行しているおそれがある。今後、点検調査に基づく劣化予測を実施し、その結果を踏まえて、適切な時期に次期施設整備構想を策定する必要がある。

⑯ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務

当圏域のごみ処理施設にかかる経過（平成以降）

年 月	内 容
平成元年 4 月	「桐林クリーンセンター（旧ごみ処理施設）」開設（飯田衛生施設組合）
6 年 4 月	飯伊広域行政組合発足（1 市・3 町・14 村・5 一部事務組合・1 協議会）
11 年 4 月	南信州広域連合設立
15 年 3 月	「桐林クリーンセンター」正式稼働（H15/3/15）
22 年 3 月	「桐林クリーンセンター（旧焼却場）」解体
23 年 3 月	「桐林リサイクルセンター」竣工
23 年 7 月	ごみ処理施設建設検討委員会設置

24年12月	検討委員会からの答申に基づき次期ごみ処理施設の概要決定
26年10月	次期ごみ処理施設に係る基本協定等締結（飯田市下久堅、上久堅、龍江地区）
27年3月	次期ごみ処理施設整備建設工事 起工式
29年12月	「稲葉クリーンセンター」正式稼働（H29/12/1）

(1) 稲葉クリーンセンター

平成29年12月より当施設では、圏域内の一般廃棄物を安定的かつ効率的に焼却処理し、さらに熱エネルギーを活用して発電を行う施設として稼働している。

ア 概要

a 構成

1市3町9村（飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村）

b 施設概要

所在地：飯田市下久堅稲葉 1526 番地 1

敷地面積：7.14ha

建屋面積：工場棟 2,367.30 m²／計量棟 142.63 m²／管理棟 528.11 m²

着工：平成26年12月1日 ／ 竣工：平成29年12月1日

処理能力：93 t / 日

燃焼方式：ストーカ式焼却炉

イ 当面の課題

a 施設の安全運営と地域対応

稲葉クリーンセンターの運営にあたっては、近隣住民との信頼関係を重視し、周辺環境に十分配慮しながら、施設の安全かつ安定的な管理を継続することが求められる。

あわせて、ごみ焼却により得られる熱エネルギーの効率的かつ有効な利用に務める。

b 搬入量増加への対応

搬入量が開設時の計画値を継続して上回っている状況を踏まえ、施設の処理能力を安定的に維持するため、ごみ搬入量の削減につながる取り組みが求められる。

市町村と連携し、ごみ分別の徹底と減量化の啓発・推進し意識向上を促進する。

プラスチック由来廃棄物の資源化について、構成市町村と連携し、課題を解決し資源化推進に努める。

c 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の進行管理と計画見直し

搬入量の増加や施設運営の状況を踏まえ、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の進行管理を実施する。あわせて、データ収集や運営上の課題整理を進め、必要に応じて計画の見直しを行い、計画の実効性向上に取り組む。

(7) 市町村別ごみ搬入量の状況

(単位 : t)

	稲葉クリーンセンター				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
飯田市	21, 123. 22	21, 242. 89	20, 225. 71	20, 080. 86	19, 823. 07
松川町	1, 773. 52	1, 854. 23	1, 813. 05	1, 775. 78	1, 760. 23
高森町	1, 567. 39	1, 632. 54	1, 605. 78	1, 591. 16	1, 564. 31
阿南町	506. 92	499. 30	488. 20	460. 23	452. 77
阿智村	1, 444. 08	1, 546. 70	1, 489. 89	1, 458. 07	1, 392. 55
平谷村	44. 57	44. 60	47. 25	47. 09	47. 56
下條村	377. 70	375. 76	362. 94	387. 71	361. 47
売木村	59. 37	57. 09	60. 16	70. 09	66. 36
天龍村	162. 81	164. 05	152. 86	146. 29	143. 07
泰阜村	137. 66	149. 32	134. 59	146. 89	152. 19
喬木村	842. 13	818. 92	837. 62	778. 67	762. 26
豊丘村	758. 56	772. 07	768. 90	792. 09	798. 96
大鹿村	98. 62	106. 77	91. 12	91. 88	90. 03
合 計	28, 896. 55	29, 264. 24	28, 078. 07	27, 826. 81	27, 414. 83
前年比	98. 67%	101. 27%	95. 95%	99. 11%	98. 52

(イ) 環境測定結果

稲葉クリーンセンターサイトに環境測定結果を掲載

<https://icc.minami.nagano.jp/result/>

測定項目は以下のとおり

排ガス測定（ダイオキシン類及びばい煙）

焼却灰等ダイオキシン類

周辺土壌中ダイオキシン類（下久堅・上久堅・龍江の3地区）



(2) 旧桐林クリーンセンター（旧ごみ処理施設）

ア 概要

セイコーエプソン株式会社が施設跡地の利活用を決定したことから、同社の意向を踏まえて桐林クリーンセンターの解体工事を実施し、令和8年3月に完了した。

イ 当面の課題

後利用として計画されていたセイコーエプソン株式会社によるバイオマス発電所建設は中止となった。

今後は、後利用検討委員会、飯田市工業課との連絡調整を図りながら、産業系用途での利活用が図れるよう検討を進めていく。

(3) 桐林リサイクルセンター

ア 概要

平成 23 年より循環型社会形成推進を目的に運用してきたが、同敷地内にある桐林クリーンセンター解体工事の着手に伴い、令和 6 年 6 月末をもって閉館した。また、リユース事業については、民間事業者の参入増加により、公費での実施意義が薄れてきたことから、桐林リサイクルセンターの閉館とともに事業を休止した。

イ 当面の課題

施設については、セイコーエプソン株式会社がバイオマス発電施設の附帯施設として活用を計画していたが、バイオマス発電所建設の中止に伴い施設利用の計画は白紙となった。今後は、施設の取り扱いについて検討を進めていく。

⑪し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務

飯田竜水園は、平成 5 年 5 月の供用開始以来、し尿処理及び単独浄化槽・合併処理浄化槽・農業集落排水施設から発生する汚泥処理を行ってきた。しかし、人口減少や合併処理浄化槽の普及による水洗化の進展に伴い、受入量および受入水質が変化してきた。

この状況に対応するため、平成 23 年度には計画処理量および設計水質に適合させる改修工事を実施し、現状に即した処理システムへと改良することで施設の最適化を図った。

前回の改修では、焼却設備を廃止し、高性能脱水機を導入することにより、低含水率の汚泥を場外搬出することが可能となった。また、臭気の種類に応じて最適な脱臭設備を採用することで、臭気対策も万全としている。

飯田竜水園

(1) 概要

ア 構成

1 市 2 町 3 村（飯田市・松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村）

イ 施設概要

所在地：飯田市松尾明 7513 番地 1

敷地面積：2.2ha

建屋面積：処理棟 3,539.50 m²／管理棟 378.00 m²

着工：平成 2 年 9 月 ／ 竣工：平成 5 年 5 月

※改修工事 平成 21 年 11 月～平成 24 年 3 月

処理能力：75 kℓ／日（し尿 45 kℓ／日、浄化槽汚泥 30 kℓ／日）

処理方式：生物化学的脱窒素処理方式（浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式）

(2) 当面の課題

ア 汚泥処理量増加への計画的対応

各市町村で農業集落排水処理施設の統合・廃止が進むことに伴い、一時的に大量の汚泥を受け入れる必要が生じている。これに対応するため、飯田竜水園への搬入量を計画的に調整するとともに、適正かつ効率的な処理体制を確保することが求められる。

イ し尿処理施設のあり方検討

圏域内にある3か所のし尿処理施設について、老朽化の状況や将来の処理需要を踏まえ、施設の改修を含む今後のあり方について検討を進める。

ウ 周辺環境への配慮と安定稼働の確保

施設運営にあたっては、周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えることを重視し、安全で安定した稼働を継続することが求められる。適切な維持管理や環境対策を講じ、地域の理解と信頼の確保に努める。

(3) し尿処理の状況

(単位：kℓ)

市町村	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
飯田市	11,059.21	10,881.71	9,682.68	10,368.54	9,840.24
松川町	4,113.68	4,129.62	3,837.72	3,846.39	3,587.38
高森町	2,417.40	2,363.74	2,152.80	2,179.44	2,023.38
喬木村	987.52	1,024.12	1,091.70	867.65	730.73
豊丘村	1,266.37	1,282.32	1,159.05	1,173.95	1,196.29
大鹿村	522.60	576.17	476.24	479.64	569.95
合 計	20,366.78	20,257.68	18,400.19	18,915.61	17,947.97
前年比	103.31%	99.46%	90.83%	102.80%	94.88

(4) 環境測定結果

飯田竜水園サイト内に環境測定結果を掲載

<https://ryusuien.minami.nagano.jp/result/>

測定項目は以下のとおり

BOD（生物学的酸素要求量）

COD（化学的酸素要求量）

SS（浮遊物質）

PH（水素イオン濃度）

大腸菌



10 各会計の予算・決算の状況

(単位：千円)

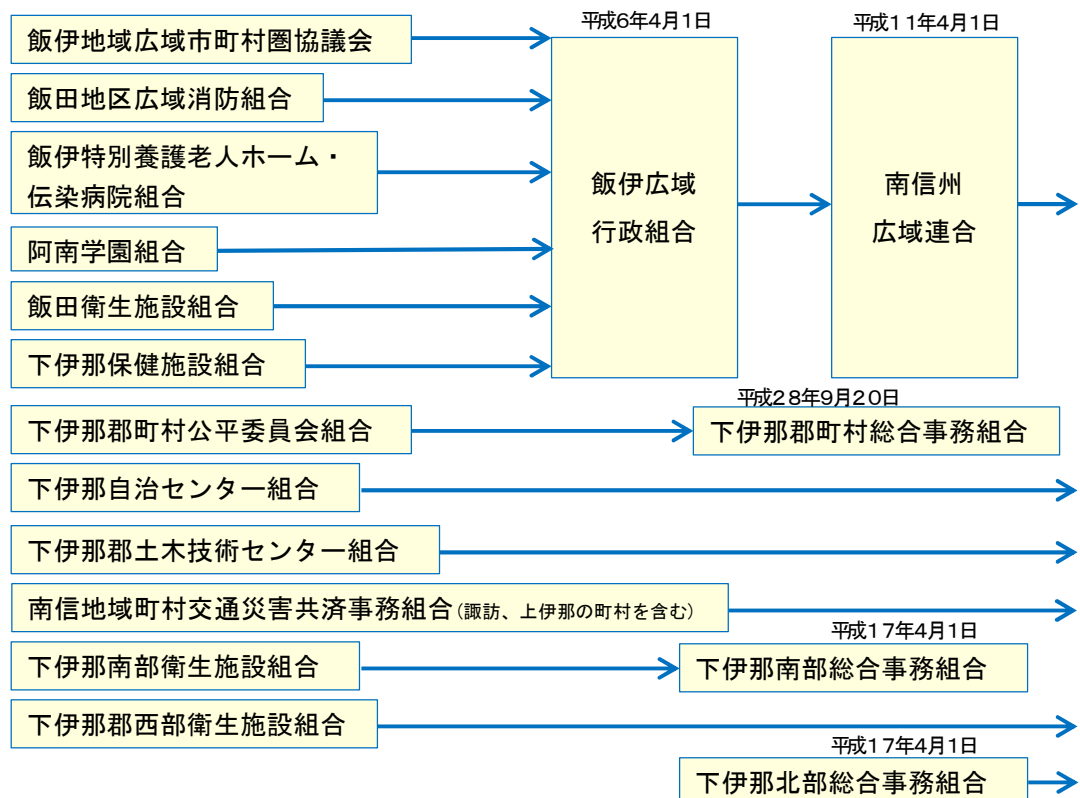
会計区分	令和8年度 当初予算額	令和6年度 歳出決算額
一般会計	1,918,400	2,415,348
南信州広域振興基金特別会計	8,600	16,403
飯田広域消防特別会計	2,483,600	2,280,795
稲葉クリーンセンター特別会計	154,500	147,478
合 計	4,565,100	4,860,024

11 広域行政の歩み

(1) 飯田下伊那地域における広域行政の歩み

年 月	内 容
昭和44年 9月	飯伊地域広域行政市町村圏協議会設立（1市5町14村）
昭和45年 3月	飯伊地域広域市町村計画策定（S45～S54）
昭和49年 4月	飯伊特別老人ホーム・伝染病院組合設立
昭和54年 8月	三全総によるモデル定住圏指定
昭和55年 3月	新広域市町村圏計画策定（S55～S64）
平成 2年 3月	第2次新広域市町村圏計画策定（H2～H11）
平成 5年 2月	飯伊地方拠点都市地域指定（1市4町14村）
平成 5年12月	飯伊地方拠点都市地域基本計画策定
平成 6年 4月	飯伊広域行政組合発足（6団体を複合化 1市3町14村）
平成 6年 7月	ふるさと市町村圏に選定
平成11年 4月	南信州広域連合設立
平成12年 8月	飯伊地域ふるさと市町村圏計画策定（H12～H21）
平成21年 7月	南信州定住自立圏形成協定締結（1市3町10村）
平成22年11月	リニア将来ビジョン策定

(2) 飯田・下伊那地域における一部事務組合等



12 その他

(1) 広域連合広域計画策定状況

計 画 名	計 画 期 間
第1次計画	平成11～16年度
第2次計画	平成17～21年度
第3次計画	平成23～27年度
第4次計画「基本構想・基本計画」	平成27～36年度（基本計画は～31年度）
第4次計画 後期基本計画	令和2～6年度
第5次計画	令和7～11年度

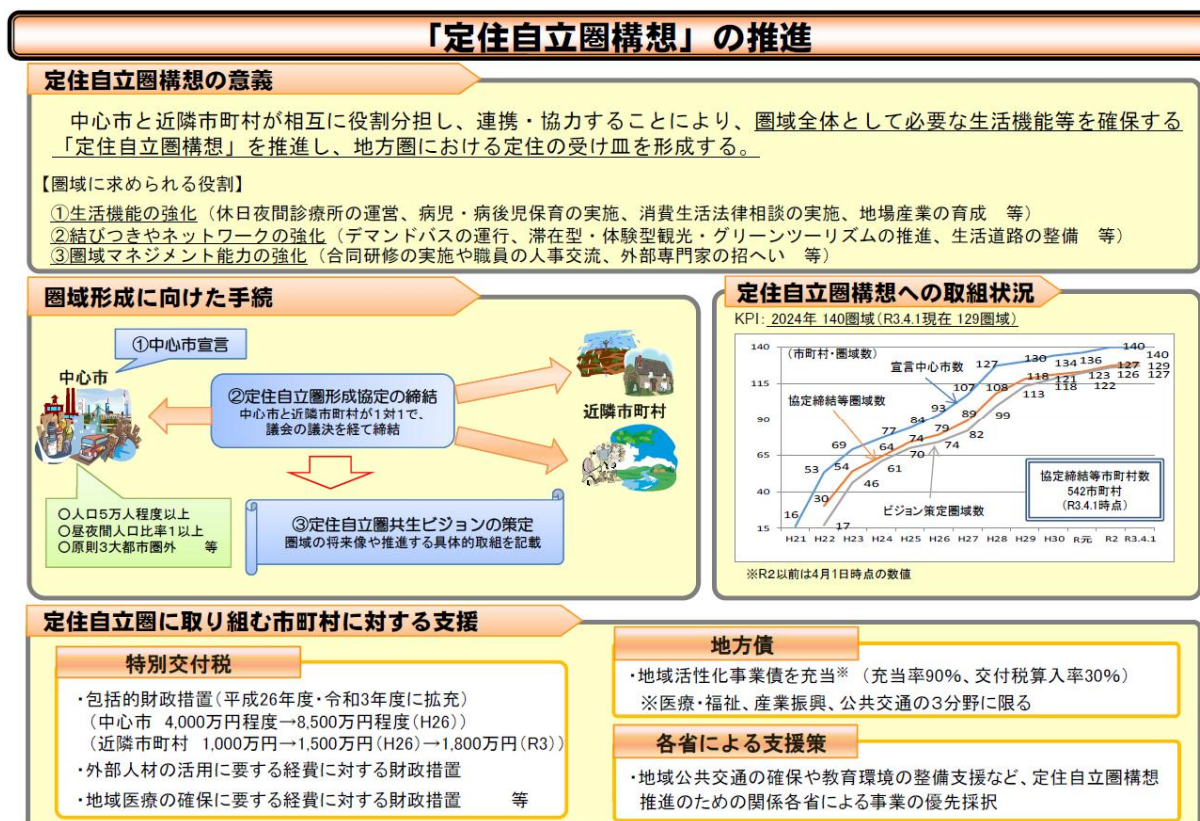
(2) 主な会議の開催状況

会議の名称	開催頻度	出席者
広域連合会議	月1回	市町村長、南信州地域振興局長、飯田建設事務所長、飯田保健福祉事務所長ほか
正副連合長会議	月1回（広域連合会議の1週間前程度）	正副連合長、部会長
専門部会	月1回（広域連合会議に合わせて開催）	専門部会所属町村長
幹事会	議会本会議の前に開催	構成市町村総務担当課長
議会本会議	定例会2回 臨時会2回程度	広域連合議員、市町村長
議会全員協議会	年4回程度（本会議に合わせての開催を含む）	広域連合議員、市町村長
議会常任委員会	年4回程度	広域連合議員（議長を除く）

(3) 共同事務の経費負担（抜粋）

共同事務	一般事務	常備消防	介護認定審査会の設置及び運営	障がい程度区分審査判定審査会	地域生活支援事業（相談支援事業）	老人ホーム（養護、特養）入所調整	ごみ処理施設設置、管理及び運営	し尿処理施設設置、管理及び運営
負担市町村	14市町村	14市町村	14市町村	14市町村	14市町村	14市町村	根羽村を除く13市町村	飯田市 松川町 高森町 喬木村 豊丘村 大鹿村
負担割合	均等割10% 人口割90%	前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じた割合	均等割15% 申請者数割85%	均等割15% 申請者数割85%	均等割15% 相談件数割85%	均等割10% 人口割90%	建設費均等割10% 人口割70% 利用平均実績割20% 運営費均等割15% 利用実績割85%	均等割13% 利用実績割87%

(4) 南信州定住自立圏



出典：総務省

ア 経過

平成 21 年 3 月 24 日 中心市宣言(飯田市)

平成 21 年 7 月 14 日 定住自立圏形成協定の締結(飯田市と 13 町村)

平成 21 年 12 月 24 日 南信州定住自立圏共生ビジョン策定 改訂・変更し現在に至る

※ 定住自立圏は広域連合の取組みを補完するものであり、定住自立圏構想に関する市町村間協議は、主に広域連合の場で行われている。

イ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組(共生ビジョン R2.4.1 改訂より)

(1) 生活機能の強化に係る政策分野	
医療	休日夜間急患診療所の運営 在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制 大規模災害医療救護体制の整備 飯田下伊那診療情報連携システム ism-Link への支援
福祉	圏域健康計画の策定 病児・病後児保育事業の実施 成年後見支援センターの設置
産業振興	(公財)南信州・飯田産業センター運営等 鳥獣害防止総合対策
環境	環境文化都市及び環境モデル都市の取組の普及拡大
教育及び	図書館ネットワークシステムの構築

文化	
(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	
地域公共交通ネットワークの構築	乗合タクシー上市田線、路線バス阿島線、路線バス大鹿線、豊丘村村営バス(一部)、喬木村民バス(一部)、路線バス駒場線、西部コミュニティバス、路線バス・乗合タクシー平岡線、路線バス遠山郷線、路線バス阿南線、路線バス温田線
地域情報共有システムの構築	電子メール配信システムの運営 ケーブルテレビによるデータ放送システムの運営
戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用
圏域内外の住民との交流及び移住の促進	飯田市中心市街地活性化事業 飯田市天龍峡活性化事業 「市田柿発祥の郷」賑わい創出事業 かじかの湯施設改修事業 昼神温泉活性化事業 ひまわりの湯・平谷高原スキー場・平谷湖フィッシングスポット施設改修事業 根羽村観光拠点施設周辺景観整備事業 賑わい拠点道の駅下條活性化事業 こまどりの湯・自然休養村等施設改修事業／クロスカントリーコース整備事業／Uフェス〜うるぎ村ふるさと体験フェス／田舎体験型観光事業 おきよめの湯、おきよめの郷及びふれあいステーション龍泉閣等活性化事業 泰阜村賑わい創出事業 喬木村賑わい拠点整備事業 豊丘村賑わい創出事業 大鹿村賑わい創出事業
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
人財育成等	合同専門研修 外部専門家の招聘・活用事業

南信州広域連合 事務局

〒395-0003

長野県飯田市上郷別府 3338 番地 8 はにかむべーす A 棟内

TEL 0265-53-7100 FAX 0265-53-7155

E-mail(代表) kouiki@minami.nagano.jp

URL <http://minami.nagano.jp>



地域公共交通
南信州地域交通問題協議会



南信州いいむす 21